

草津市  
都市計画マスタープラン  
全体構想（素案）

草 津 市

令和 年 月

※赤字下線箇所は、第4回策定委員会での御意見を踏まえ追記・修正等をした箇所です。



# 草津市都市計画マスタープラン

---

## 目 次

---

<b>第1章 計画の前提</b> . . . . .	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景と目的 . . . . .	2
1-2 計画の位置付け . . . . .	3
1-3 策定にあたっての視点 . . . . .	4
1-4 計画の目標年次 . . . . .	4
1-5 計画の構成 . . . . .	5
<b>第2章 本市の現状と課題</b> . . . . .	<b>7</b>
2-1 本市の現状 . . . . .	8
1. 位置・地勢 . . . . .	8
2. 人口動向 . . . . .	9
3. 土地利用 . . . . .	10
4. 交通体系 . . . . .	11
5. 都市基盤・都市施設 . . . . .	12
6. 産業 . . . . .	13
7. 自然災害 . . . . .	14
8. 文化・歴史 . . . . .	15
9. 都市経営 . . . . .	16
2-2 策定にあたり考慮すべき社会潮流 . . . . .	17
2-3 市民意向 . . . . .	19
1. 市民アンケート調査 . . . . .	19
2. 地域別市民会議 . . . . .	22
2-4 都市づくりで重視すべき課題 . . . . .	23

<b>第3章 全体構想</b>	<b>25</b>
3-1 都市づくりの理念	26
3-2 都市づくりの目標	27
3-3 将来の都市構造	28
1. 都市形成フレーム	28
2. 将来都市構造図	30
3-4 分野別方針	40
1. 土地利用の方針	41
2. 道路・交通の方針	44
3. 公園・緑地の方針	47
4. 安全・安心の方針	50
5. 景観の方針	53
6. 住宅・住環境の方針	55

別途作成中

<b>第4章 地域別構想</b>	<b>58</b>
4-1 地域別構想について	
4-2 地域別構想	
1. 西部湖岸地域	
2. 北部中心核地域	
3. 南部中心核地域	
4. 東部丘陵地域	
<b>第5章 計画の実現に向けて</b>	
5-1 実現に向けた方針	
5-2 進行管理と見直し	
<b>参考資料</b>	
参考—1 用語解説	
参考—2 策定経緯	

# 第1章

## 計画の前提

# 第1章 計画の前提

## 1-1 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画については、この方針に即したものでなければならないとされています。

平成18(2006)年3月に策定(平成22(2010)年6月に一部変更)した草津市都市計画マスタープランでは、これまで「ゆとりと活力のある生活実感都市 草津」を基本テーマに、豊かな生活を実感できる都市基盤整備や草津らしい都市づくりを推進してきました。

この間、我が国の地方都市では急速な人口減少や少子高齢化に直面し、拡大した市街地において一定の人口密度で支えられてきた生活サービス等が低下してきたことから、国では、人口減少局面においても持続可能な都市を構築するために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。

本市においては、これまでの企業の進出や大学の開学等を背景に人口増加が続いていますが、将来の見込みでは、全国的な傾向と同様に人口減少局面を迎えること、また、地域によってはすでに人口減少や少子高齢化が進んでいることから、本市の都市構造や各地域における都市づくりの課題を踏まえ、草津市立地適正化計画等に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを理念とする取組を進めています。

今回、このまちづくりの理念を反映させ、さらには、大津湖南都市計画区域マスタープラン(滋賀県策定)や第6次草津市総合計画等の上位・関連計画と整合を図りながら、都市づくりの理念・目標や将来の都市構造、各地域の地域別構想等を定めた本市の都市計画に関する基本的な方針である新たな都市計画マスタープランを策定します。

## 1-2 計画の位置付け

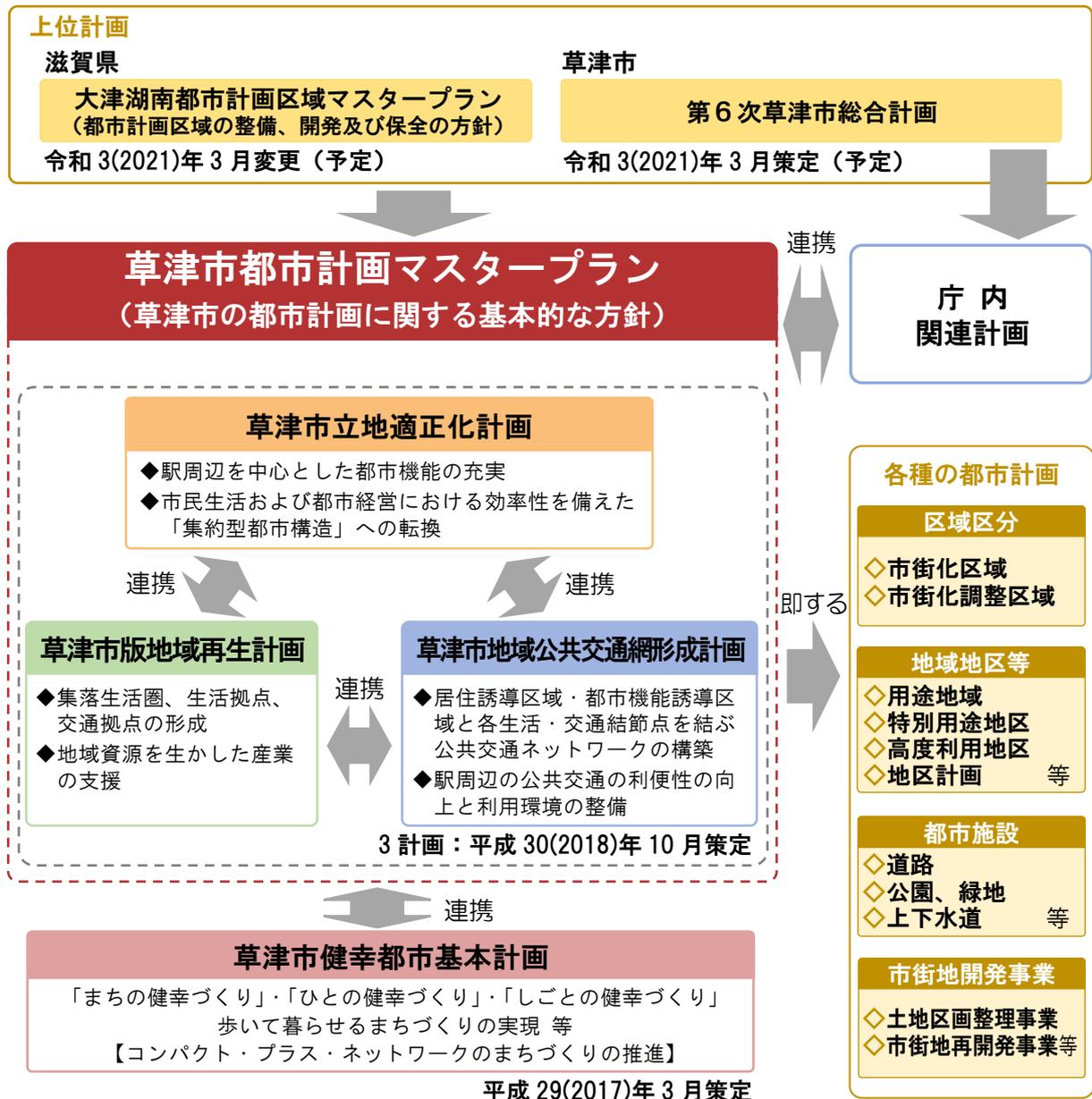
草津市都市計画マスタープラン(以下、本計画)は、上位計画である大津湖南都市計画区域マスタープラン(滋賀県策定)や第6次草津市総合計画と整合を図り定めます。

また、本市では、平成30(2018)年度に、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指して、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定して、互いの計画が連携する中で、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちづくりを目指しており、本計画は、この3つの計画の基本理念を包括的にとりまとめた計画として位置付けます。

さらに、分野横断的な取組により、歩いて暮らせるまちづくりの実現等を目指す草津市健幸都市基本計画等の関連計画とも連携を図ります。

なお、本市における各種の都市計画は、本計画に即して定めるものとなります。

### 【本計画の位置付け(各計画の連携イメージ)】



## 1-3 策定にあたっての視点

### ■ 本市の現状を的確に捉えた方針の策定

前回の草津市都市計画マスタープランを策定した平成 18(2006)年以降に起きた本市の土地利用等に関わる情勢の変化や諸制度の改正等に伴う本市の現状を的確に捉え、将来の都市構造等を検討し、都市計画の方針を定めます。

### ■ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の理念を反映した全体構想の策定

先行して策定した草津市立地適正化計画等が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの理念を反映させ、人口減少局面においても持続可能な都市を目指し、全体構想を定めます。

### ■ 市民意向を反映した地域別構想の策定

市民アンケート調査や地域別市民会議を基に把握した市民意向を反映させながら、各地域における課題に即した都市づくりの方針である地域別構想を定めます。

## 1-4 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を展望するものとされています。また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す草津市立地適正化計画や草津市版地域再生計画との整合を図るため、本計画の目標年次は、令和 22(2040)年とします。

なお、策定後の社会情勢の変化や、関連する各種計画に変更が生じた場合等においては、必要に応じて、見直しを行うものとします。

## 1-5 計画の構成

本計画は、市全体の都市づくりの理念・目標や将来の都市構造等を定める「全体構想」と、各地域の都市づくりの目標等を定める「地域別構想」等により構成しています。

### 第1章 計画の前提

本計画の策定の背景や目的、上位・関連計画を踏まえた位置付け、策定にあたっての視点、計画の目標年次、計画の構成を整理しています。

### 第2章 本市の現状と課題

本市の現状、策定にあたり考慮すべき社会潮流、市民アンケート調査や地域別市民会議での市民意向を踏まえ、今後の都市づくりを行う上で重視すべき課題を整理しています。

### 第3章 全体構想

本市が目指すべき都市づくりの理念・目標を定めた上で、その実現のための将来の都市構造を整理しています。また、本市の都市計画に関する次の6つの分野別方針を整理しています。

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通の方針
3. 公園・緑地の方針
4. 安全・安心の方針
5. 景観の方針
6. 住宅・住環境の方針

### 第4章 地域別構想

本市を4つの地域に分け、地域の現状や市民意向等に基づく課題を整理した上で、地域の都市づくりの目標や6つの分野別方針を整理しています。

1. 西部湖岸地域
2. 北部中心核地域
3. 南部中心核地域
4. 東部丘陵地域

### 第5章 計画の実現に向けて

全体構想や地域別構想で示した施策等の実現に向けた方針や、本計画の進行管理や見直しの考え方について整理しています。

※本計画での地域別構想の単位である「<sup>ちいき</sup>地域」は、14の小学校区をもとに、市街地のまとまり等を考慮して市内を4つに区分したものです。一方で、上位計画である第6次草津市総合計画の将来に描くまちの姿で示す「地域」は各学区や町内会等を指しています。



# **第2章**

## **本市の現状と課題**

# 第2章 本市の現状と課題

## 2-1 本市の現状

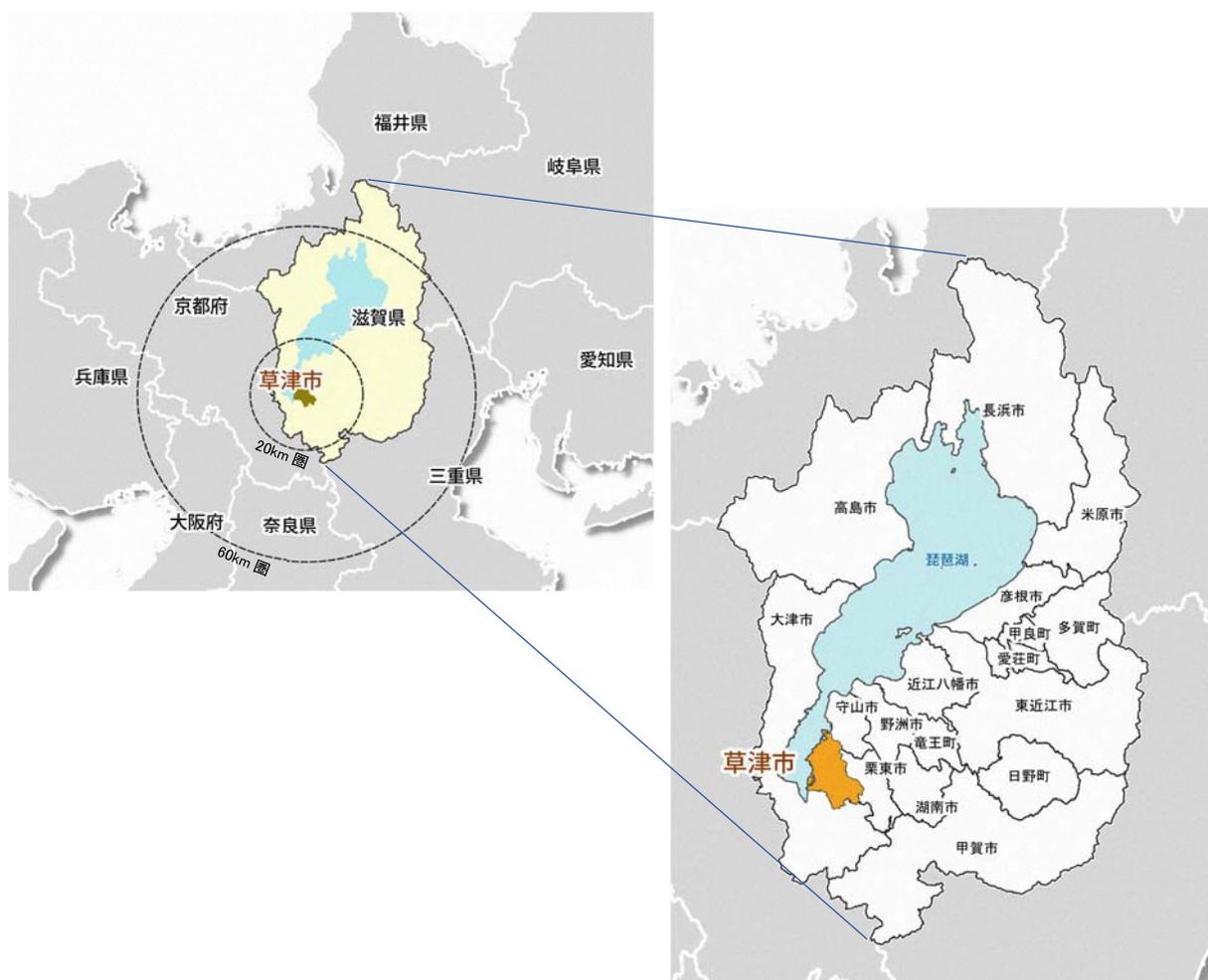
### 1. 位置・地勢

本市は、滋賀県南東部に位置し、大阪から約 60km、京都から約 20km の距離にあります。

市域は、南北約 13.2km、東西約 10.9km、面積 6,782ha(うち琵琶湖除く 4,865ha)からなり、本市の西側には琵琶湖に面した田園地帯、中央部の平地には市街地が広がっています。東側および南側はなだらかな丘陵地が続いており、その先には、湖南アルプスの山並みが広がっています。

下物町地先の琵琶湖岸では、本市の特徴的な地形である烏丸半島が形成されています。市南東部に広がる丘陵と山地の多くは標高 150m 前後です。

【草津市の位置図】



## 2. 人口動向

全国的に人口が減少傾向に推移しているなか、本市の総人口は一貫して増加しており、平成22(2010)年には13万人を超えました。近年は人口増加の傾向は緩やかになりつつあり、推計上は令和12(2030)年に人口ピークを迎え、その後、人口減少に転じる見込みです。

年齢3区分別の状況をみると、近年における65歳以上人口の増加が顕著となっており、令和22(2040)年には高齢化率が28.4%まで増加する見込みです。

また、本市の健康寿命と平均寿命の差は、男女ともに全国や滋賀県と比較してもその差が短いことが特長です。

【全市的な人口・世帯の推移】

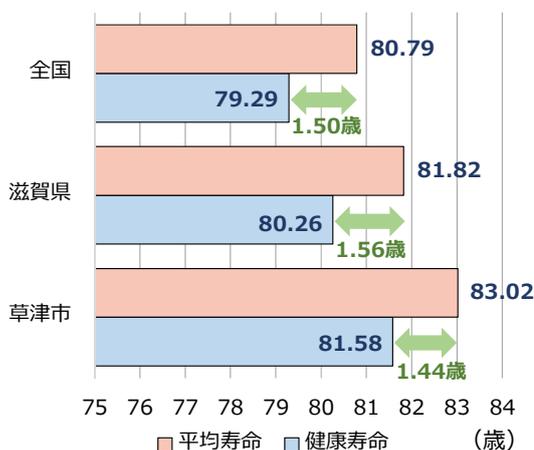


※人口総数には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出している。

出典：実績値は国勢調査、推計値は草津市推計

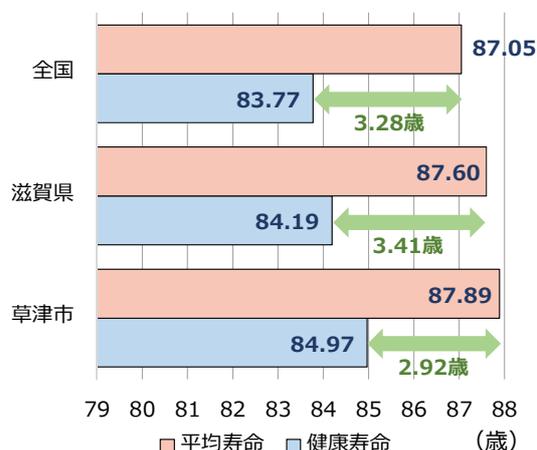
【男性の健康寿命と平均寿命】

(平成27(2015)年)



【女性の健康寿命と平均寿命】

(平成27(2015)年)



出典：健康くさつ21(第2次)中間評価、草津市人口ビジョン(資料編)

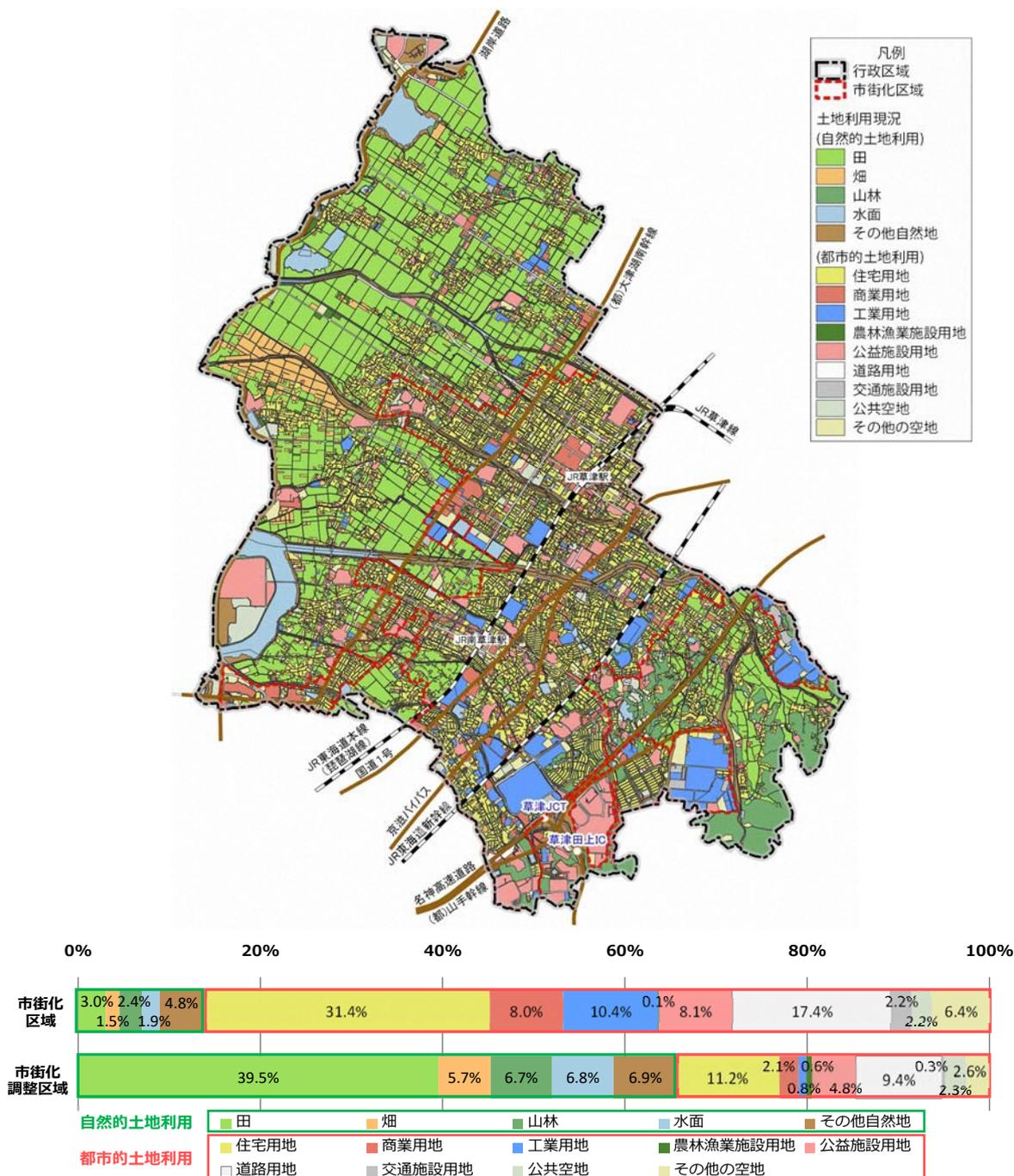
### 3. 土地利用

本市の市街化区域は、JR 東海道本線や国道 1 号の沿道を主として、令和元(2019)年度末時点で琵琶湖を除く市域面積 4,865ha のうち約 1,911ha(約 39%)で指定されています。

本市の土地利用の現況として、市街化区域では、住宅・商業・工業用地等の都市的土地利用が約 86%を占め、田・畑・山林・水面等の自然的土地利用が約 14%を占めています。

市街化調整区域では、集落地である住宅用地等の都市的土地利用が約 34%を占め、田畑・水面等の自然的土地利用が約 66%を占めています。

【土地利用現況】



出典：都市計画基礎調査（平成 30(2018)年）

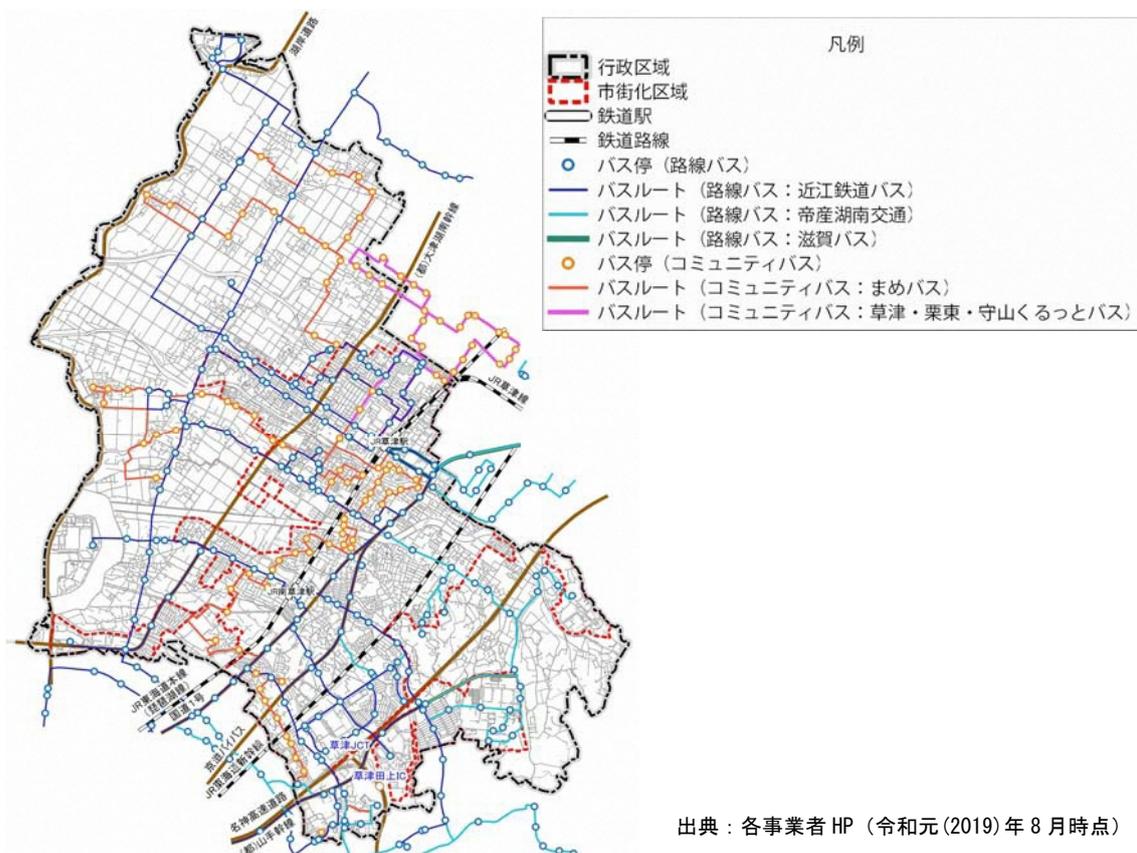
## 4. 交通体系

本市には、JR 東海道本線や JR 草津線が運行し、中でも JR 東海道本線は京都や大阪方面を結ぶ基幹交通であり、通勤・通学的手段として重要な役割を担っています。その他、路線バスやコミュニティバス等が市内各所を結んでいます。

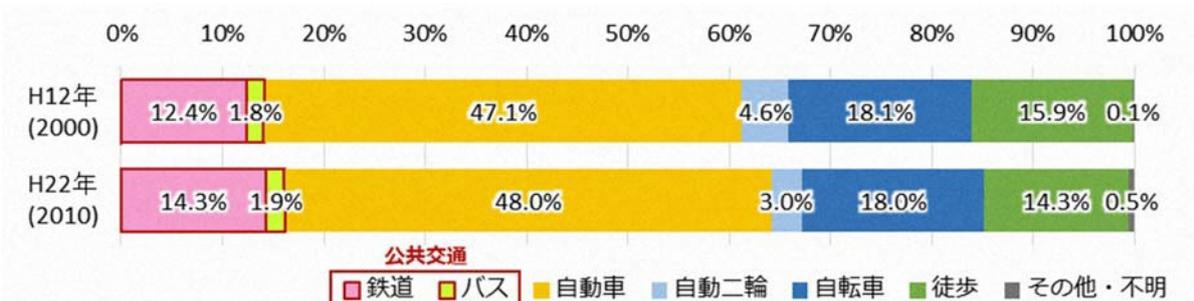
本市の幹線道路網は、鉄道路線と並行するように、南北において複数の主要な幹線道路が通過し、自動車・バス交通での円滑な移動を支えています。

市内での交通手段は自動車が最も多く、次いで自転車が多く利用されています。鉄道やバスといった公共交通は 16%程度にとどまっています。

【鉄道・バス路線網図】



【公共交通機関分担率】



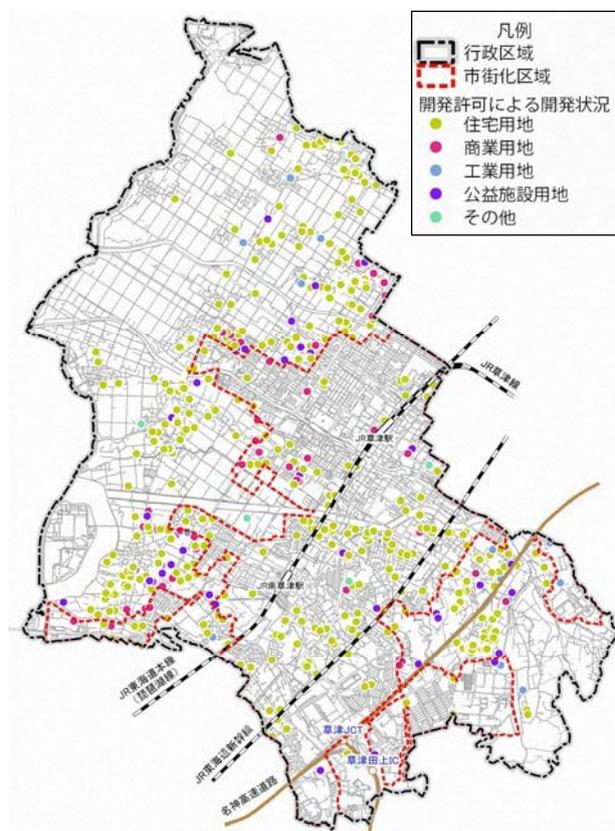
出典：近畿圏パーソントリップ調査（平成 12(2000)年、平成 22(2010)年）

## 5. 都市基盤・都市施設

本市の開発許可の状況は、住宅用地や商業用地など平成 18(2006)年度から平成 27(2015)年度までに合計 212.08ha(767 件)の開発許可が行われています。住宅用地面積は 94.86ha で、そのうち市街化調整区域が 51.37ha と市街化区域での開発面積を上回っている状況です。

本市の都市計画道路の整備状況は計画延長 76,010m のうち、平成 30(2018)年度末時点での整備率は 70.15% であり、都市計画公園の整備状況は計画面積 94.6ha のうち、平成 30(2018)年度末時点での整備率は 29.28% です。

【開発許可の状況】



出典：都市計画基礎調査（平成 30(2018)年）

【開発許可面積の推移】



【都市計画道路・都市計画公園の整備状況】



出典：都市計画基礎調査（平成 30(2018)年）

## 6. 産業

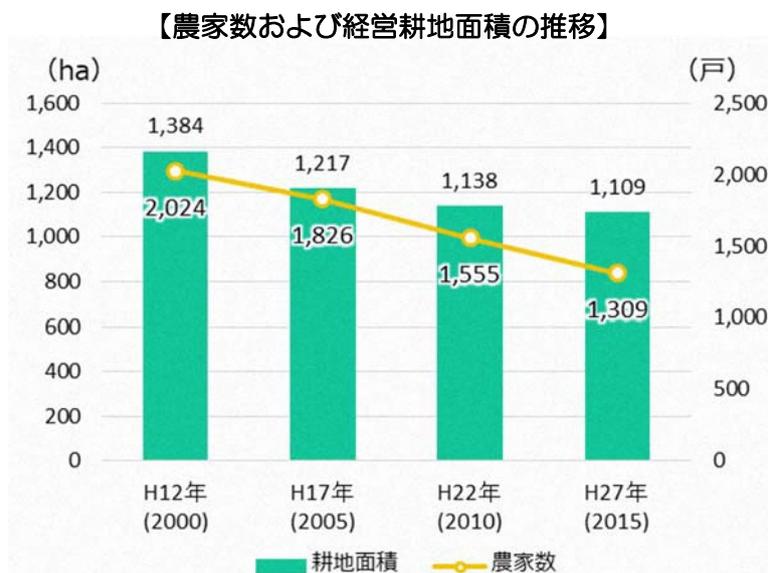
市内の従業者数は、第一次および第二次産業が概ね横ばいで推移しているのに対して、第三次産業は、本市の人口増加に伴うモノやサービスへの需要の高まりや都市化の進展に併せて増加傾向にあります。

一方、農業経営は都市の規模拡大や後継者不足等を背景として、農家数・経営耕地面積とも一貫して減少傾向となっています。



※第一次産業：農林漁業  
 ※第二次産業：鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業  
 ※第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業、公務

出典：事業所・企業統計調査（平成8(1996)年～平成18(2006)年）、経済センサス基礎調査（平成21(2009)年、平成26(2014)年）、経済センサス活動調査（平成24(2012)年、平成28(2016)年）



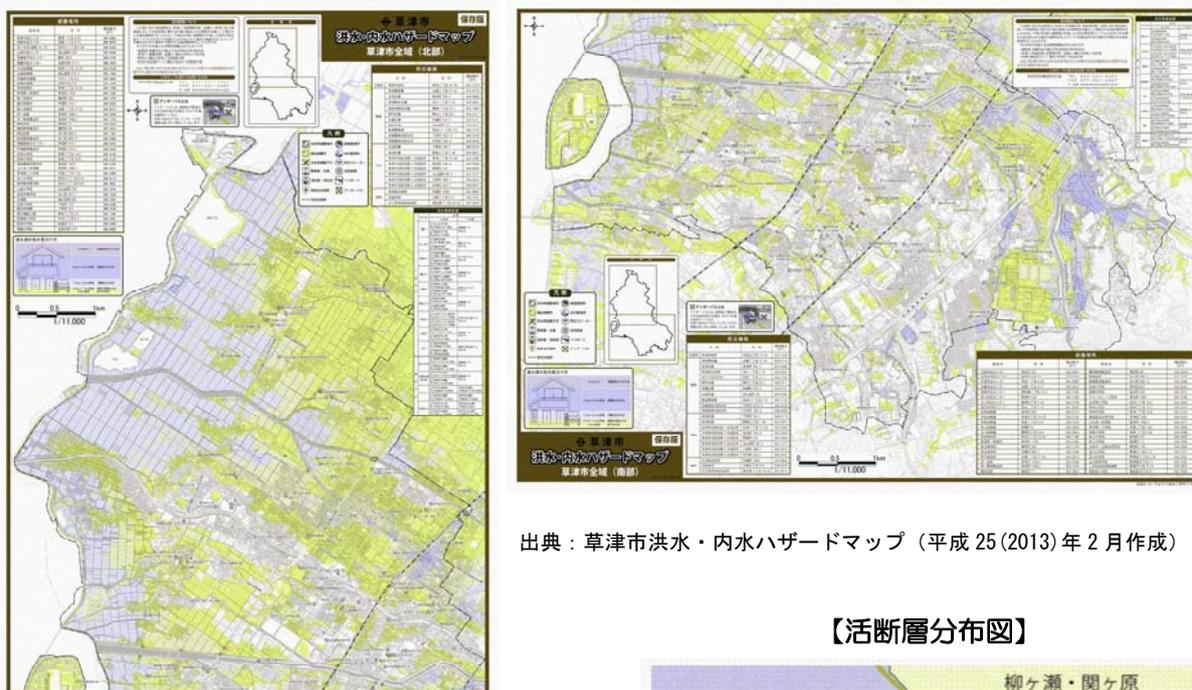
出典：農林業センサス（平成12(2000)年～平成27(2015)年）

## 7. 自然災害

本市および周辺を流れる草津川、金勝川、野洲川や琵琶湖が降雨により氾濫した際に浸水が想定される範囲と、小さな河川や水路から水があふれた場合の被害を示した範囲を重ね合わせた浸水想定区域については、琵琶湖岸や草津川上流部等で2.0m～5.0m未満の浸水深が想定されています。

また、本市周辺には、琵琶湖西岸断層帯等の複数の活断層が存在し、地震災害をもたらす危険性を有しています。

【草津市洪水・内水ハザードマップ】



出典：草津市洪水・内水ハザードマップ（平成 25 (2013) 年 2 月作成）

【活断層分布図】



出典：草津市防災アセスメント基礎調査概要版  
（平成 27 (2015) 年 1 月）

## 8. 文化・歴史

本市では飛鳥時代以降、市南東部の瀬田丘陵に大規模な製鉄・製陶など古代国家を支えた生産遺跡が広がり、中でも、野路小野山製鉄遺跡では大規模な製鉄などが行われており、大津市域を含む広範囲にわたって史跡瀬田丘陵生産遺跡群として生産遺跡が展開していることは特筆すべき点といえます。

また、市内には宝光寺跡、花摘寺廃寺、笠寺廃寺などの古代寺院跡があり、歴史ある建造物や仏像などの美術工芸品、民俗芸能が継承されています。芦浦町には、中世末以降に船奉行を務め、天台宗寺院として600年以上法灯を受け継いできた芦浦観音寺が所在します。

その他、古代の道路遺構や中世の宿駅「野路宿」と推定される野路岡田遺跡などが存在し、古くから交通の要衝であったことが知られています。近世には東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、史跡草津宿本陣に代表される宿場町草津の姿は、本市の特徴ある景観を形づくっています。

近年では、平成30(2018)年に文化庁より芦浦観音寺と草津のサンヤレ踊りが日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」に追加認定されました。

史跡瀬田丘陵生産遺跡群  
野路小野山製鉄遺跡

史跡芦浦観音寺跡

史跡草津宿本陣

## 9. 都市経営

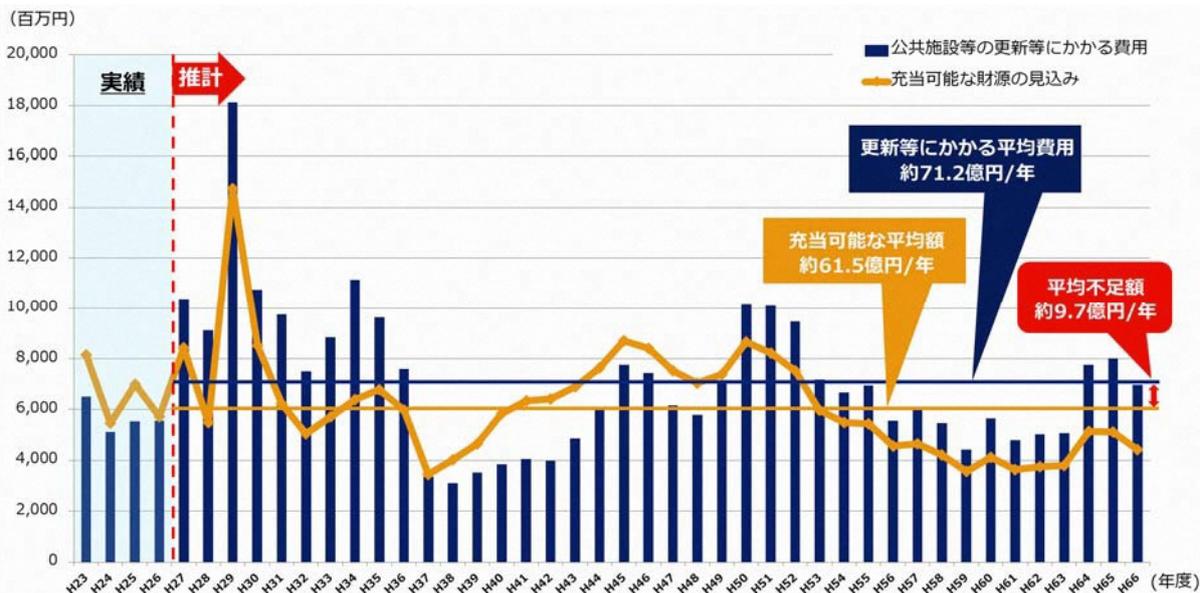
令和元(2019)年度における本市の普通会計歳出決算額は約 504 億円であり、歳出の推移として、社会福祉費や児童福祉費、生活保護費等の扶助費が含まれる義務的経費が増加しています。

このような中、現状の公共施設等を今後も保有する場合、更新等にかかる費用に対する十分な財源が見込めず、充当可能な財源の平均額を更新等にかかる平均費用が上回り、総額として財源が不足することが予測されます。



出典：草津市財政状況資料集(平成 19(2007)年～平成 30(2018)年)、令和元年度草津市決算概要(令和元(2019)年)

### 【普通会計ベースにおける公共施設等の更新等にかかる費用と充当可能な財源の見込み】



出典：草津市公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年)

## 2-2 策定にあたり考慮すべき社会潮流

本計画の策定にあたり考慮すべき社会潮流としては、主に次の内容が挙げられ、これらを考慮した都市づくりを進めていく必要があります。

### ○全国的な少子高齢化・人口減少の進展

・少子高齢化の進行により、日本の総人口は平成 20(2008)年をピークに減少に転じ、生産年齢人口(15~64 歳)も平成 7(1995)年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、令和 47(2065)年には総人口は約 8,808 万人にまで減少する見込みです。

### ○空き家・空き地の増加の顕在化

・全国的な人口減少が進行するなか、近年、空き家・空き地の増加が顕在化しています。  
・昭和 63(1988)年から平成 30 年(2018)の 30 年間で空き家数は倍増しており(総務省)、平成 30 年(2018)年における全国の空き家数は 849 万戸であり、また、平成 25(2013)年における全国の空き地面積は 155,400ha で、平成 20(2008)年と比較すると約 28%増加しています。

### ○インフラストックの老朽化と維持管理

・日本のインフラストックは高度成長期以降に集中的に整備されたものが多く、今後、建設から 50 年以上が経過するインフラストックは急増し、更新が必要になると考えられます。

### ○ライフスタイルの変化

・平均寿命が長くなり、人生 100 年時代と言われるなか、生活の質を求めるようになってきています。  
・国では平成 29(2017)年に「働き方改革実行計画」がまとめられ、雇用のあり方に見直しが迫られています。  
・ICT の普及・進化により、テレワーク等の柔軟で多様な働き方の拡大や、サテライトオフィス・シェアオフィス等のオフィスや自宅以外の第三の働く場が増加し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響も受けて、それらの必要性和有用性の認識が急速に高まっています。

### ○電子商取引のシェア拡大

・日本国内での電子商取引は、新型コロナウイルス感染症拡大における、いわゆる「巣ごもり消費」による消費行動の変化もあり、堅調なシェア拡大を続けている一方で、旧来の実店舗の衰退を引き起こす要因にもなっています。

### ○訪日外国人旅行者の増加

・日本への外国人旅行者数は、平成 30(2018)年には初めて年間 3,000 万人を突破し、7 年連続で過去最高記録を更新しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大幅に減少しています。

### ○地域や民間が主体の取組の推進

・地域が主体となって地域価値の向上を図るため、まちづくり等におけるエリアマネジメントやコミュニティデザインが積極的に展開されはじめています。  
・民間の資金・ノウハウ等を活用する PPP/PFI 手法等が、行政で積極的に導入されています。

### ○持続可能な社会の形成

・平成 27(2015)年で採択された「パリ協定」に基づく「地球温暖化対策計画」での温室効果ガスの排出削減を目指した取組や、平成 27(2015)年の国連サミットにて採択された持続可能な開発目標(SDGs)に基づく持続可能な世界の実現に向けた取組が求められています。

### ○防災意識の高まり

・平成 23(2011)年の東日本大震災等の大規模地震、ゲリラ豪雨による水害、異常気象に伴う災害等、大きな被害をもたらす災害が発生し、防災に対する意識が高まっています。

### ○新型コロナウイルス感染症の危機を契機とした都市づくり

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う危機は、テレワークやデジタル化の進展等、経済・社会に大きな影響を与え、都市内での人々の生活にも様々な変化をもたらしたため、これらの変化等に柔軟に対応できる都市づくりが求められています。
- ・一方で、生活利便性の維持・向上や地域経済活性化等の観点から、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組が重要であることに変わりはないため、引き続き居住や都市機能の誘導等を推進することが必要です。

### ○超スマート社会(Society5.0)への変革

- ・平成の時代を通じて情報通信技術(ICT)等が社会に浸透し、さらには未来に繋がる技術として、IoT、ビッグデータ、人口知能(AI)等が大きく発展し、現在も進歩を続けています。
- ・これらの新技術等がもたらす未来の社会像として、超スマート社会(Society5.0)という概念が提唱されています。Society5.0では、IoTで全ての人とモノがつながることによる知識・情報の共有、AIによる必要な情報の必要なタイミングでの提供、ロボットやドローンによる様々なニーズへの対応等が可能と考えられています。

### ○ダイバーシティの推進

- ・国籍、性別、年齢、ライフスタイル等に固執することなく、多様な人材が持つあらゆる魅力を都市づくりや企業の発展・活性化において最大限に活用すべく、ダイバーシティの取組が進められています。
- ・令和32(2050)年を見据えた国土づくりの方針を定めた「国土のグランドデザイン2050」(国土交通省)においても、国土づくりの基本理念として、「連携(コネクティビティ)」、「災害への粘り強くなやかな対応(レジリエンス)」の2つと合わせて、「多様性(ダイバーシティ)」を掲げており、それらを常に進化させていかなければならないとしています。

### ○新たなモビリティサービスの推進

- ・MaaS等の新たなモビリティサービスは、都市部における混雑、地方部における交通手段の維持・確保等、国内の交通に関連する様々な課題の解決だけでなく、自動運転技術の進展とともに、地域社会・経済や新たな都市の装置として、都市のあり方やインフラ整備にも大きな影響を与える可能性があるものと考えられています。
- ・今後、MaaSの市場規模は急速に拡大していくと考えられており、令和12(2030)年には国内市場が約6兆円まで拡大する調査結果も報告されています。

### ○シェアリングエコノミーの更なる普及拡大

- ・シェアリングエコノミーとは、個人や組織が保有する場所、モノ、スキル等の遊休資産を、インターネットを介してシェアする新しい経済の動きであり、既にカーシェア等のサービスが展開され始めています。
- ・シェアリングエコノミーは、ホームシェアや育児支援等、遊休資産の有効活用による社会課題解決への寄与が期待されています。

## 2-3 市民意向

### 1. 市民アンケート調査

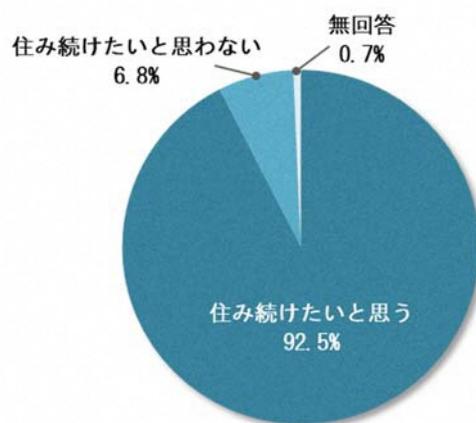
本計画の策定にあたり、都市計画に関する市民意向を把握するため、令和元(2019)年11月から12月にかけて、草津市にお住まいの18歳以上の方3,000人(住民基本台帳から無作為に抽出)を対象に、アンケート調査を実施しました。

配布数	回収数	回収率
3,000通	1,037通	34.6%

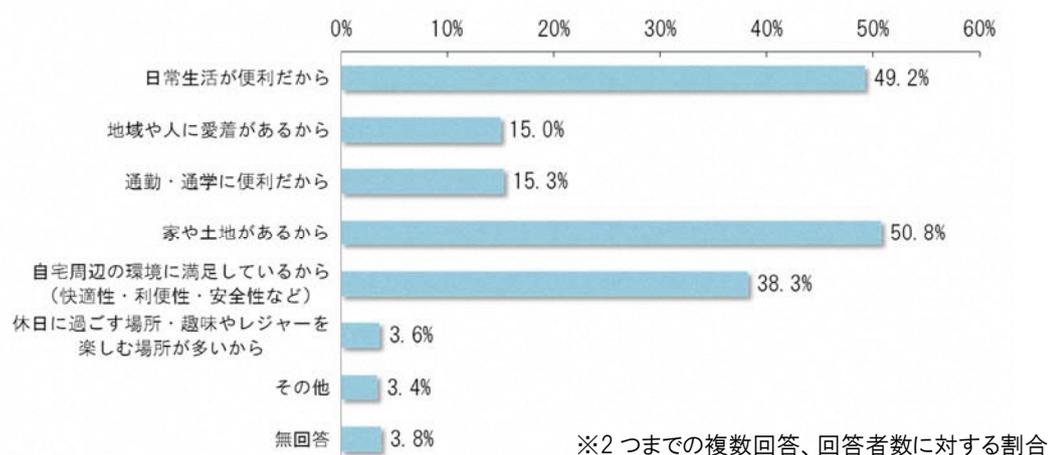
#### (1) 草津市の居住満足度

本市の居住満足度については、本市に「住み続けたいと思う」と回答した方が90%以上と非常に多く、その理由としては、「家や土地があるから」のほか、「日常生活が便利だから」、「自宅周辺の環境に満足しているから(快適性・利便性・安全性など)」が多い結果となっています。

【草津市での居住の継続意向】



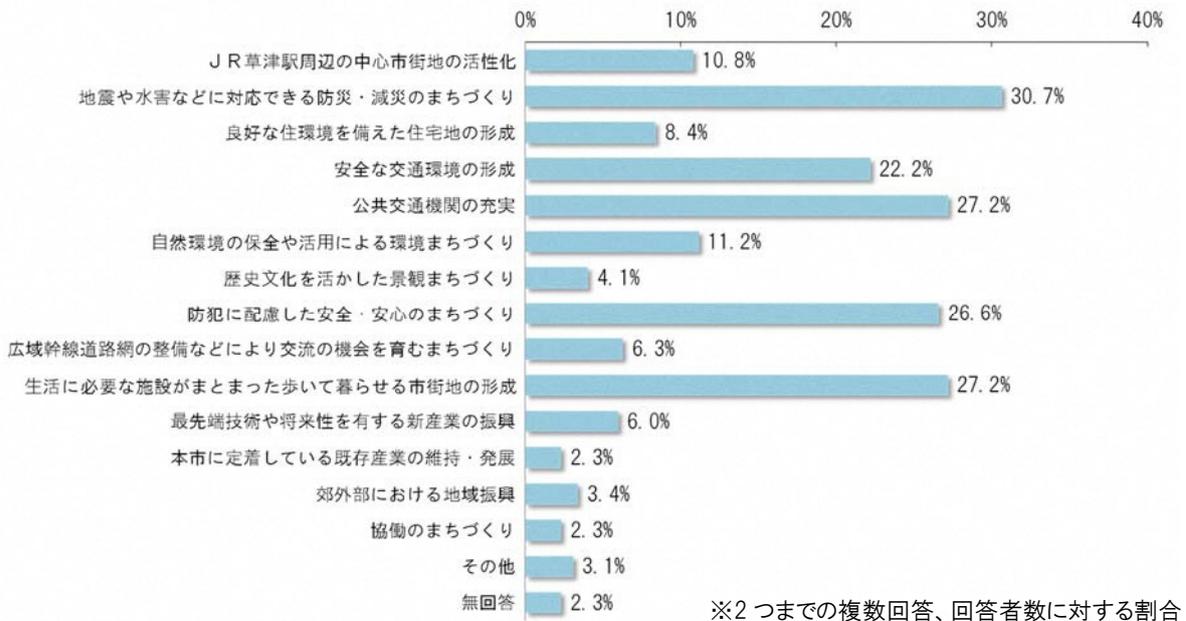
【「住み続けたいと思う」と回答した理由】



## (2) 重点的に進めるべきまちづくりの分野

重点的に進めるべきまちづくりの分野については、「地震や水害などに対応できる防災・減災のまちづくり」が最も多く、次いで、「公共交通機関の充実」、「生活に必要な施設がまとまった歩いて暮らせる市街地の形成」、「防犯に配慮した安全・安心のまちづくり」、「安全な交通環境の形成」が多い結果となっています。

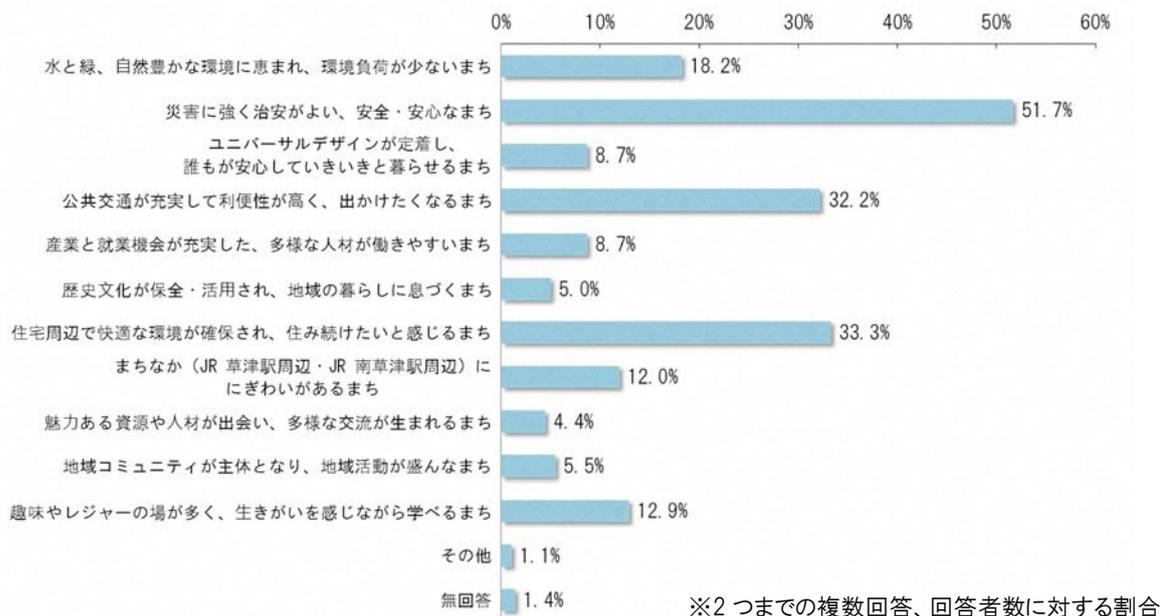
【重点的に進めるべきまちづくりの分野】



## (3) 目指すべきまちの将来像

目指すべきまちの将来像については、「災害に強く治安がよい、安全・安心なまち」が最も多く、次いで、「住宅周辺で快適な環境が確保され、住み続けたいと感じるまち」、「公共交通が充実して利便性が高く、出かけたくなるまち」が多い結果となっています。

【目指すべきまちの将来像】

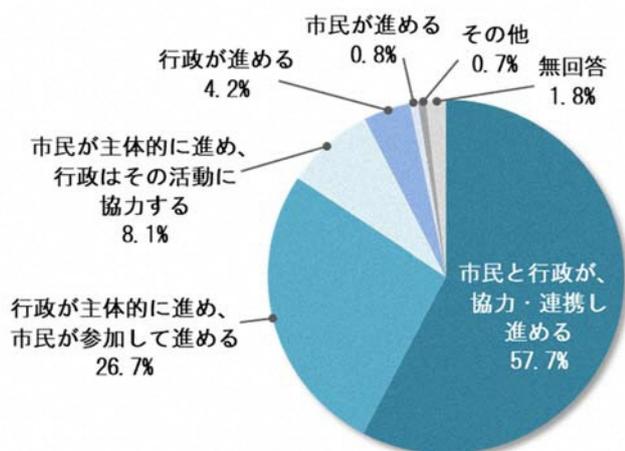


## (4) 協働のまちづくり

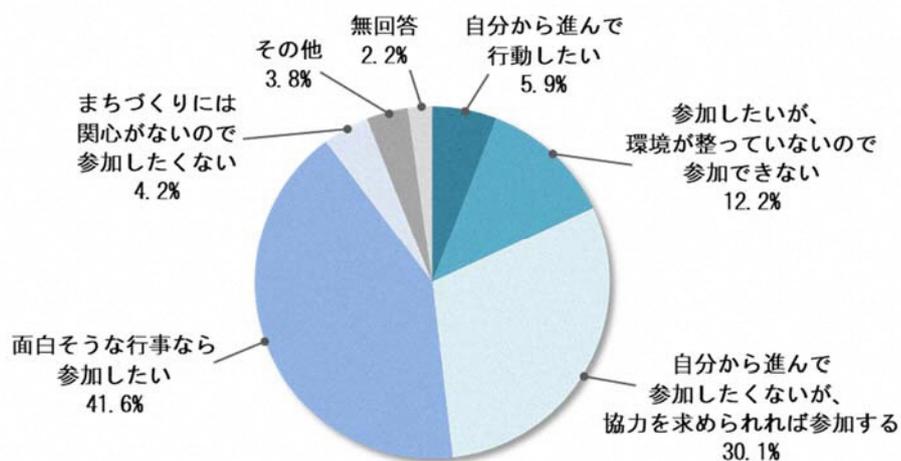
協働のまちづくりの進め方については、「市民と行政が、協力・連携し進める」が最も多く、次いで、「行政が主体的に進め、市民が参加して進める」が多い結果となっています。

まちづくりへの参加については、「面白そうな行事なら参加したい」が最も多く、次いで、「自分から進んで参加したくないが、協力を求められれば参加する」が多い結果となっています。

【協働のまちづくりの進め方】



【まちづくりへの参加】



## 2. 地域別市民会議

\* \*

※地域別市民会議（1～3回）の結果概要を整理（検討写真も掲載）

## 2-4 都市づくりで重視すべき課題

本市の現状や社会潮流、市民意向を踏まえた課題としては、次の内容が挙げられ、都市づくりにおいて重視する必要があります。

### (1) 人口動向

#### 高齢化への対応と地域間・世代間の人口バランスの確保

- ◆ 高齢化が進行する状況においても、都市づくりの面から健康寿命を延伸することにより高齢者の方々が“健幸”で一層活躍できるよう、日常生活の利便性を確保して外出しやすい環境を整備する必要があります。
- ◆ 全市的な人口減少局面を待たずに既に減少傾向にある地域や、将来的に人口減少が見込まれる地域があるため、人口減少に起因した空き家・空き地の増加等により地域の活力が低下することのないよう、子育て世代を中心とした居住の誘導や郊外部の生活利便性の確保等により世代循環を促進させ、地域毎に偏りがなく、また、地域コミュニティを維持できる適切な世代の構成を確保する必要があります。

### (2) 土地利用

#### 各地域が持つ特性を生かすための土地利用の推進

- ◆ 駅周辺では、交通利便性の良さを生かしながら、都市計画制度の適切な運用や草津市立地適正化計画に基づく都市機能の誘導により、更なる賑わいや活力を創出できる土地利用を推進する必要があります。
- ◆ 駅周辺以外の市街化区域では、都市計画制度に基づくメリハリある土地利用を図ることにより、住宅や農・商・工が調和し、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活の変化にも対応可能な土地利用を推進する必要があります。
- ◆ 市街化調整区域では、市街化の抑制を前提としながらも、草津市版地域再生計画と連携して、地域の生活利便性向上や地域コミュニティの維持に資する土地利用を推進する必要があります。

### (3) 交通体系

#### 公共交通ネットワークの形成による交通利便性の確保

- ◆ 本市の更なる高齢者数の増加も見据えながら、MaaS等の新たなモビリティサービスを取り入れながら、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを形成し、市内全域の交通利便性を確保する必要があります。

## (4) 都市基盤・都市施設

### 利便性・快適性の向上に資する基盤整備の更なる推進

- ◆ 移動がより円滑にできるよう、道路整備の推進により、本市にとって効果的な交通ネットワークの形成を図ることが必要です。
- ◆ 今後しばらく見込まれる人口増加や、その後の人口減少期において人口維持に取り組む中で、都市の質を維持できるよう、道路、公園、上下水道等の効果的な整備と適切な維持管理・修繕を着実に推進することが必要です。

## (5) 産業

### 操業環境と住環境が調和した適切な土地利用の推進

- ◆ 市内の住宅地整備の一方で、市内経済の活力創出で重要となる既存の事業所や郊外部の農地等における操業環境の維持とともに、身近な雇用の場や新規の産業用地の確保に寄与する適切な土地利用の推進が必要です。

## (6) 自然災害

### 災害リスクに対応するための防災性向上

- ◆ 地震等の様々な自然災害を想定した中で、施設等の耐震化や防災活動体制の強化等、ハード対策およびソフト対策の充実により更なる都市の防災性向上を図り、災害リスクに対応することが必要です。
- ◆ 市内の河川周辺や琵琶湖岸等においては、近年の異常気象による出水等の自然災害に対応できるよう、治水対策により防災機能の向上を図ることが必要です。

## (7) 文化・歴史

### 多様な地形特性と文化・歴史の活用による魅力向上

- ◆ 本市が有する琵琶湖岸、広大な農地、市街地が広がる平地、丘陵地等の多様な地形特性や、東海道や中山道が通る宿場町として栄えた文化と史跡等の歴史資産を十分に生かしながら、周辺市街地と調和した特徴ある街並みの形成を図り、観光を目的として本市を訪れる方にもアピールできる都市の魅力向上を図ることが必要です。

## (8) 都市経営

### 民間活力等の導入による適正かつ効率的な都市経営

- ◆ 今後の高齢者数の増加に伴う義務的経費や公共施設等の維持管理・修繕等の費用が増大する状況を見据え、民間活力の導入も視野に入れながら、公共施設等の効率的な維持・更新を図ることにより、適正に都市経営を行うことが必要です。
- ◆ ICT を活用した取組を積極的に取り入れることにより、本市で活動する誰もが利便性を感じながら、都市経営として効率化を図ることができる仕組みづくりが必要です。

# 第3章

## 全体構想

# 第3章 全体構想

## 3-1 都市づくりの理念

本計画の上位計画である第6次草津市総合計画においては、本市の将来に描くまちの姿を「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」と示しています。

この将来に描くまちの姿をもとに、第2章で示した都市づくりで重視すべき課題を踏まえ、本計画が目指すべき都市づくりの理念を次のとおりとします。

### 〈都市づくりの理念〉

市民とともに育み 次世代へつなぐ

利便性と豊かさのある  
健幸な都市 草津

◇将来に来たる人口減少局面においても、市民の生活利便性が確保された「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の中で、誰もが心豊かな生活を送ることを通じて、健やかで幸せを感じられる“健幸”な都市となります。

◇次世代を担う子ども達や市外から新たに迎え入れる市民も、長い歴史の中で培ってきた草津に誇りと愛着を持てるよう、これまで地域を支えてきた市民とともに育まれ、次世代へつながれます。

## 3-2 都市づくりの目標

都市づくりで重視すべき課題や、都市づくりの理念を踏まえ、本計画では 5 つの都市づくりの目標を掲げます。

### 目標 1 活力があふれる都市づくり

JR 草津駅および JR 南草津駅を中心とした都市機能の集積や郊外部における地域コミュニティの維持、また、市街地と郊外部を相互に移動しやすい環境を整備するとともに、交通利便性等を生かした計画的な土地利用の推進により、住宅や農・商・工の産業が調和し、活力があふれる都市づくりを目指します。

### 目標 2 住み続けたいと思える都市づくり

人口減少や少子高齢化を見据えた快適な住環境を整備するとともに、職住近接のニーズや働き方の多様化にも対応した、企業が安定的に操業できる環境を確保することにより、居住地としての魅力をさらに高め、市街地・郊外部ともに住み続けたいと思える都市づくりを目指します。

### 目標 3 多彩な交流と滞在が生まれる都市づくり

琵琶湖岸等の豊かな自然環境や草津宿本陣に代表される歴史資源を保全するとともに活用することで、本市特有の魅力を活用した賑わいのある空間形成を市内に展開し、多彩な交流と滞在が生まれる都市づくりを目指します。

### 目標 4 安全・安心を実感して暮らせる都市づくり

近年激甚化・頻発化している自然災害を想定したハード対策やソフト対策の推進による都市の強靱化や、生活の安全性向上に向けた環境の改善により、安全・安心を実感して暮らせる都市づくりを目指します。

### 目標 5 地域が主役となれる都市づくり

民間活力や ICT を取り入れながら、継続的な人口増加を背景に蓄積した都市基盤の有効活用を図るとともに、地域課題に対応する多様な取組を、協働により促進し、地域が主役となれる都市づくりを目指します。

## 3-3 将来の都市構造

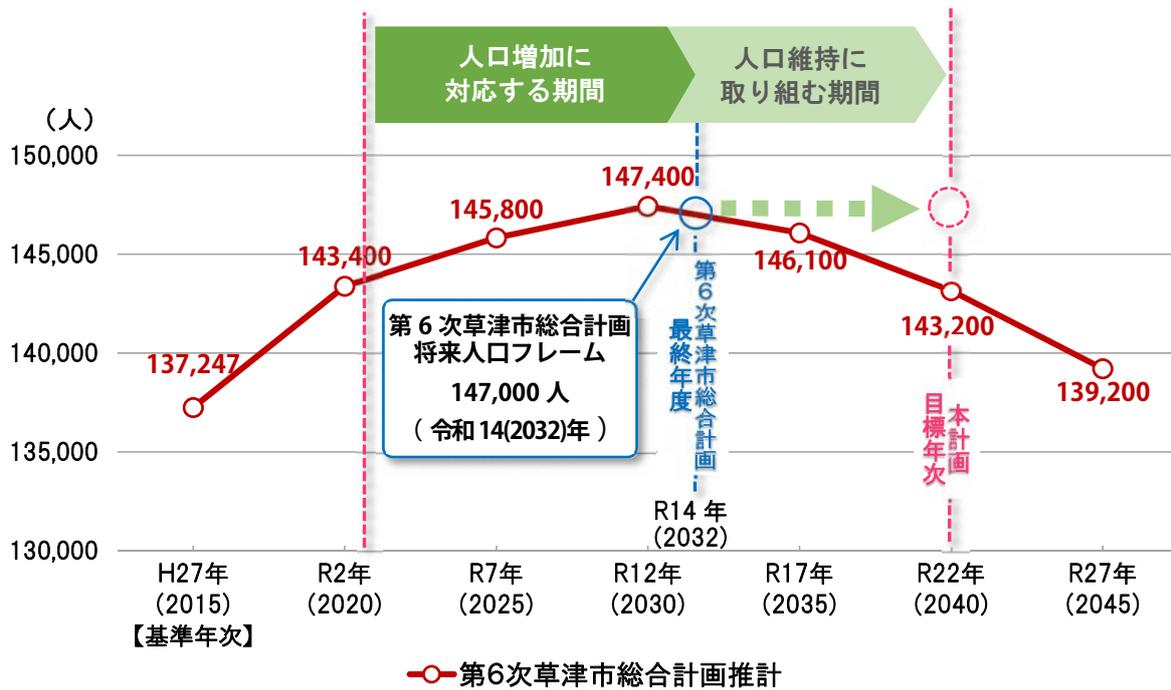
### 1. 都市形成フレーム

都市形成フレームとは、国勢調査を基に本市の将来人口を推計し、将来目指すべき都市の規模を示したものです。今後、本計画に基づき都市づくりを進める上での基本的な指標とします。

都市形成フレームは、第6次草津市総合計画での将来人口推計を踏まえ、設定します。

### 都市形成フレーム 147,000 人

- ◇第6次草津市総合計画の将来人口フレームは、147,000人を設定しています。これは、推計上の人口ピークとなる令和12(2030)年の147,400人と概ね同様の値となっています。
- ◇本計画では、第6次草津市総合計画の最終年度である令和14(2032)年頃までの概ね10年先までにおいて、人口増加に対応した都市づくりを進めるものとします。
- ◇その後の概ね20年先までにおいては、推計上は人口減少期となりますが、可能な限り人口維持に取り組む(人口減少を抑制する)期間として位置付け、人口減少期においても、計画的な土地利用等を進めながら、都市の活力の維持等に取り組むものとします。



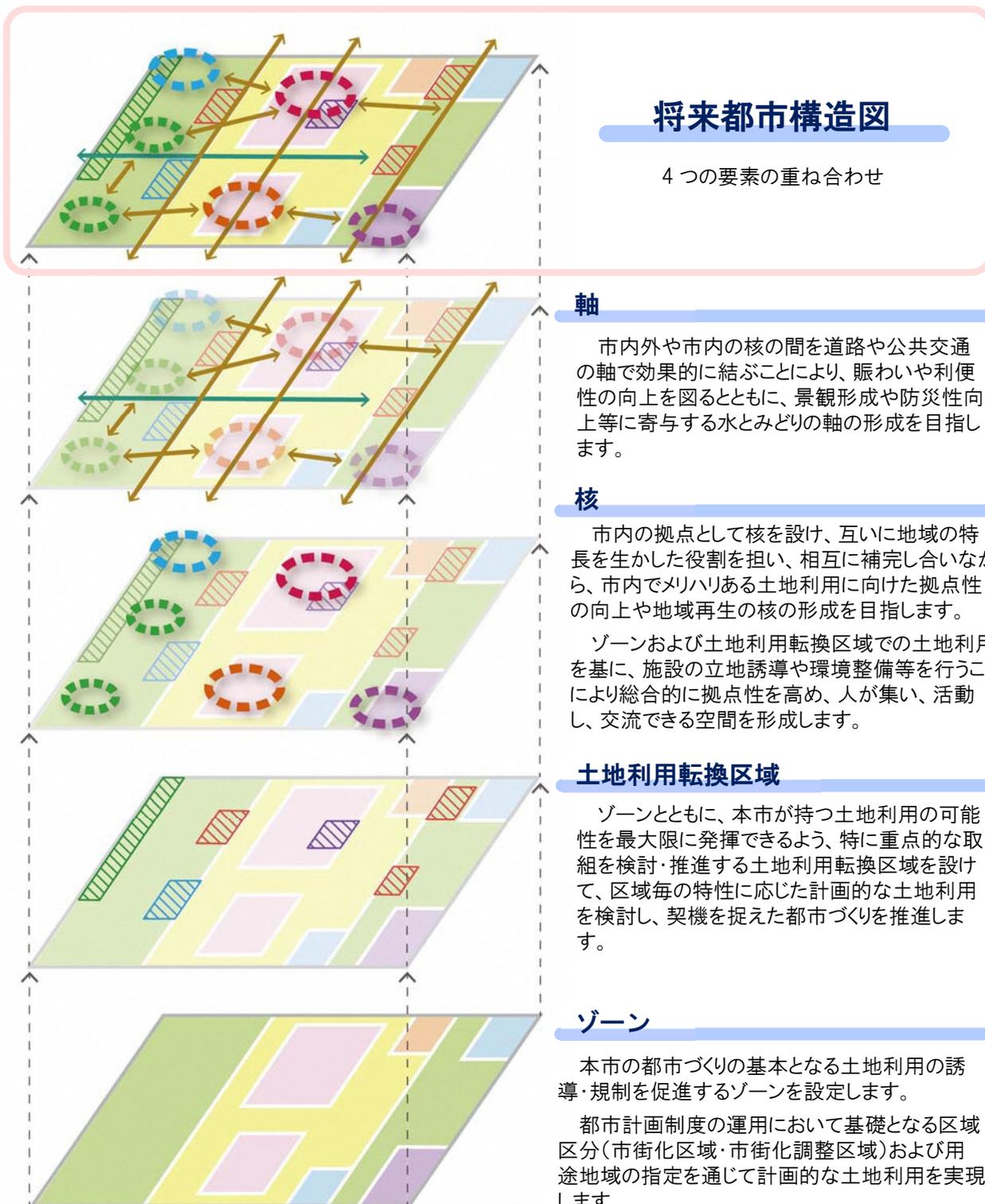
**【第6次草津市総合計画推計】**

→第6次草津市総合計画の推計方法に準じて令和22(2040)年以降を延伸して算出

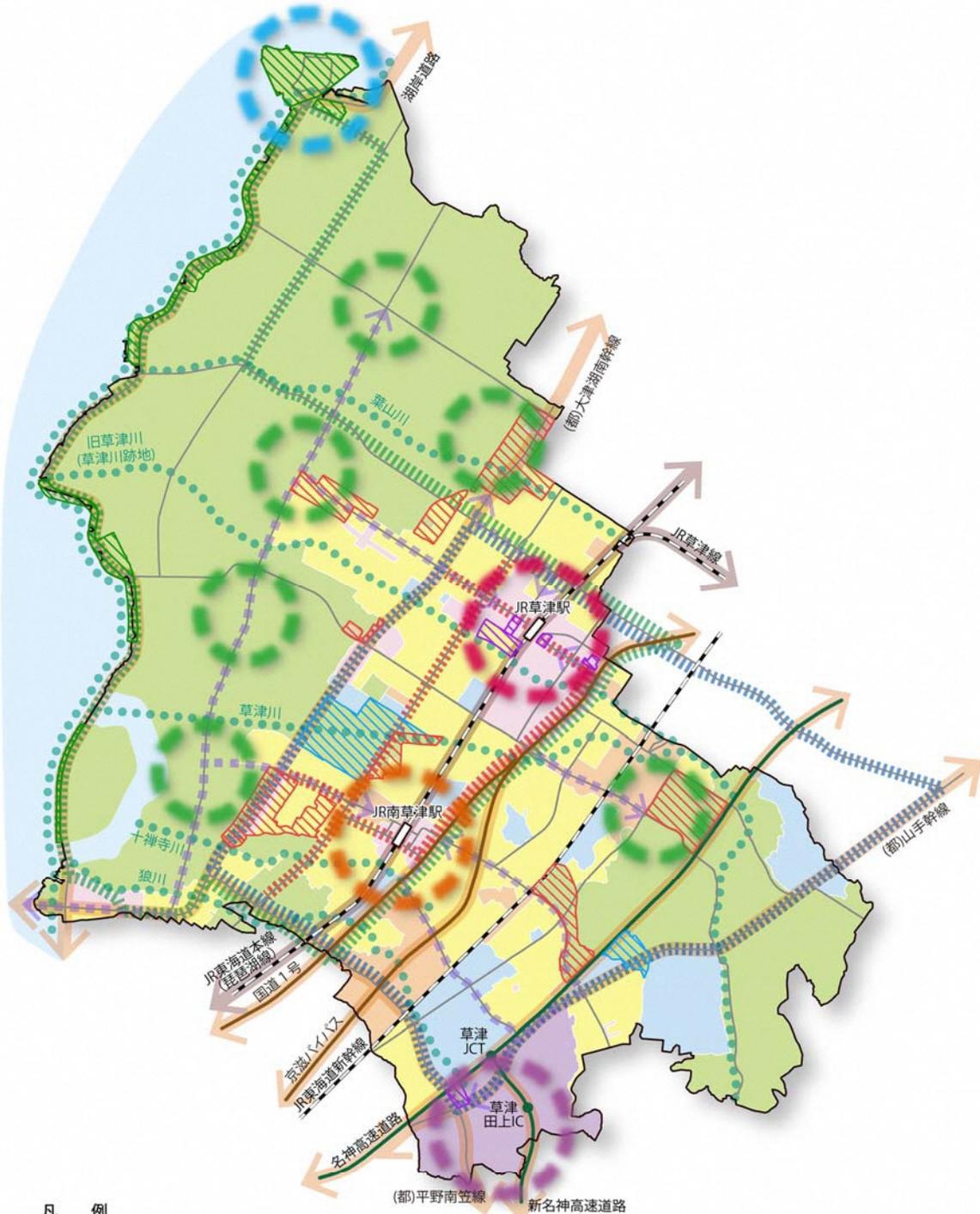
## 2. 将来都市構造図

### (1) 将来都市構造図

将来都市構造図は、都市づくりの理念や目標、都市形成フレーム等を踏まえて、将来の都市の骨格構造を示すものであり、「ゾーン」・「土地利用転換区域」・「核」・「軸」の4要素で構成します。



【将来都市構造図】



凡 例				
(核)	(軸)	(ゾーン)	(土地利用転換区域)	
北部中心核	広域連携軸(鉄道)	商業ゾーン	市街地展望区域	鉄道
南部中心核	広域連携軸(道路)	住宅ゾーン	高度利用検討区域	国道
複合連携核	都市環状軸	住工調和ゾーン	湖辺賑わい創出区域	高速道路
交流創出核	地域連携軸	工業ゾーン	産業振興区域	幹線道路
地域再生核	水とみどりの軸	自然共生ゾーン		
		複合連携ゾーン		

## (2) ゾーン

本市の都市づくりの基本となる土地利用の誘導・規制を促進するにあたり、次に示す 6 種類のゾーンを基本とします。

都市計画制度の運用において基礎となる区域区分(市街化区域・市街化調整区域)および用途地域の指定を通じて計画的な土地利用を実現します。

### 商業ゾーン

---

#### 【設定箇所】

- ①商業系用途地域

#### 【方針】

◇駅周辺や幹線道路周辺等での商業機能を主とした土地利用を促進します。

### 住宅ゾーン

---

#### 【設定箇所】

- ①住居系用途地域

#### 【方針】

◇住宅を主とした土地利用を促進します。

### 住工調和ゾーン

---

#### 【設定箇所】

- ①準工業地域

#### 【方針】

◇住環境と操業環境の調和に重点をおいた土地利用を促進します。

### 工業ゾーン

---

#### 【設定箇所】

- ①工業系用途地域

#### 【方針】

◇工業を主とした土地利用を促進します。

### 自然共生ゾーン

---

#### 【設定箇所】

- ①市街化調整区域

#### 【方針】

◇市街化調整区域での自然(琵琶湖岸、農地、丘陵地等)と点在する郊外部の住宅が共生し、郊外部ならではのゆとりある空間を基にした生活を実現できる土地利用を促進します。

### 複合連携ゾーン

---

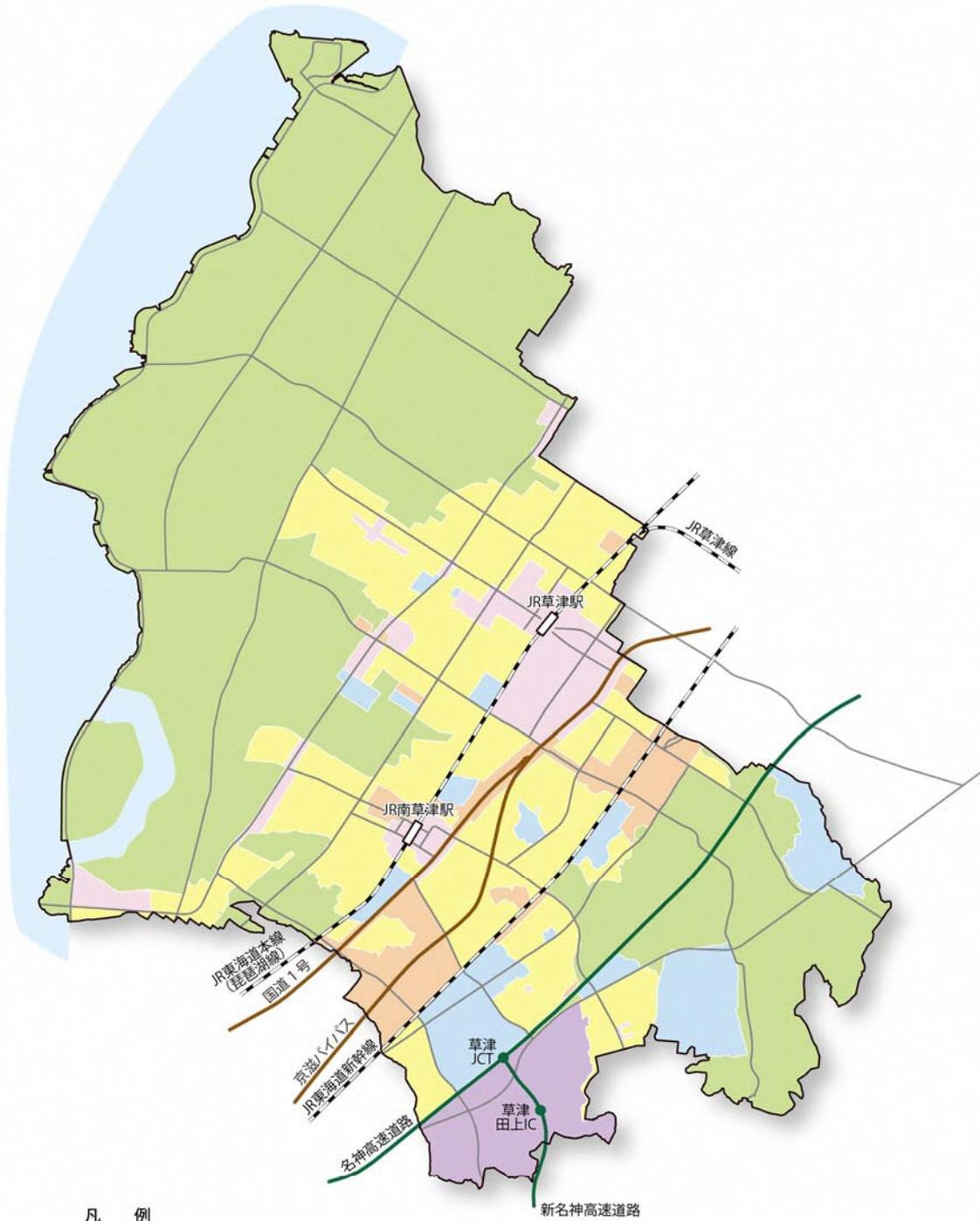
#### 【設定箇所】

- ①びわこ文化公園都市周辺

#### 【方針】

◇びわこ文化公園都市将来ビジョン(滋賀県策定)を踏まえ、産官学や研究機関との連携、新産業の創出、福祉・医療・文化等の交流を図る土地利用を促進します。

【将来都市構造図（ゾーン）】



凡 例

(ゾーン)

	商業ゾーン		鉄道
	住宅ゾーン		国道
	住工調和ゾーン		高速道路
	工業ゾーン		幹線道路
	自然共生ゾーン		
	複合連携ゾーン		

### (3) **土地利用転換区域**

本市が持つ**土地利用の可能性**を最大限に発揮できるよう、4種類の区域を設けて、区域毎の特性に応じた計画的な土地利用を検討し、契機を捉えた都市づくりを推進します。

ゾーンの中でも、特に重点的な検討と取組の推進が必要と考えている箇所を示しています。

#### **市街地展望区域**

---

##### 【設定箇所】

- ①駒井沢町外地先、②川原町外地先、③下笠町外地先、④木川町地先、⑤西矢倉外地先、
- ⑥矢橋町外地先、⑦青地町地先、⑧追分南地先

##### 【方針】

◇都市計画法第34条第11号に基づく特定区域等において、**概ね10年先まで想定される人口増加にも対応できる土地利用を推進します。**

#### **高度利用検討区域**

---

##### 【設定箇所】

- ①草津駅西地区、②草津市立まちづくりセンター跡地、③警察署跡地周辺地区、
- ④市街地再開発事業検討地区、⑤草津PA付近

##### 【方針】

◇拠点ごとに求められる役割に応じて、高度利用を見据えた都市計画制度の活用を検討等により、拠点内の更なる質の向上に寄与する土地利用を推進します。

#### **湖辺賑わい創出区域**

---

##### 【設定箇所】

- ①道の駅草津周辺、②烏丸半島、③湖岸緑地と志那漁港、
- ④湖岸緑地と北山田漁港、⑤帰帆島湖岸緑地

##### 【方針】

◇琵琶湖岸およびその周辺が有する自然資源、琵琶湖の水産資源をもとにした漁港、広大な未利用地を最大限に活用し、地域活性化を図ることができるよう、湖辺の賑わい創出に寄与する土地利用を推進します。

#### **産業振興区域**

---

##### 【設定箇所】

- ①御倉町外地先、②岡本町地先

##### 【方針】

◇円滑な物流を支える幹線道路沿道において、自然的土地利用との調整を図りながら、広域的な交通利便性を最大限に活用した産業振興が可能となる土地利用を推進します。

【将来都市構造図（土地利用転換区域）】



凡 例

(土地利用転換区域)

	市街地展望区域		市街化区域
	高度利用検討区域		鉄道
	湖辺賑わい創出区域		国道
	産業振興区域		高速道路
			幹線道路

## (4) 核

市内の拠点として、5種類の核を設け、互いに地域の特長を生かした役割を担い、相互に補完しながら、市内でメリハリある土地利用に向けた拠点性の向上や地域再生の核の形成を目指します。

ゾーンおよび土地利用転換区域での土地利用を基に、施設の立地誘導や環境整備等を行うことにより総合的に拠点性を高め、人が集い、活動し、交流できる空間を形成します。

### 北部中心核

---

#### 【設定箇所】

JR 草津駅周辺

#### 【方針】

◇市北部の中心市街地として、市内外から多くの人々が訪れ、活発な都市活動や交流が行われる場の形成に向けて、古くから形成されてきた歴史ある街並みと融合しながら、草津市立地適正化計画での誘導施設をはじめとした多様な都市機能の集積や、市全体の玄関口として、市内各地と繋がる交通結節機能が充実した核の形成を目指します。

### 南部中心核

---

#### 【設定箇所】

JR 南草津駅周辺

#### 【方針】

◇市南部の中心市街地として、草津市立地適正化計画での誘導施設をはじめとした多様な都市機能の集積や、JR 南草津駅周辺が有する新たな取組にも挑戦しやすい環境での多様な都市づくりにより、本市の新たな魅力と価値を創出する核の形成を目指します。

### 複合連携核

---

#### 【設定箇所】

びわこ文化公園都市周辺

#### 【方針】

◇びわこ文化公園都市の一部として、草津 JCT や草津田上 IC の広域的な交通利便性を生かし、産官学や研究機関との連携、新産業の創出、福祉・医療・文化等の交流を促進する核の形成を目指します。

### 交流創出核

---

#### 【設定箇所】

烏丸半島周辺

#### 【方針】

◇琵琶湖岸特有の恵まれた資源・景観を最大限に生かして、市民および本市を訪れる方の賑わいと“健幸”に満ちた多様な余暇の活動を通じた交流を創出する核の形成を目指します。

### 地域再生核

---

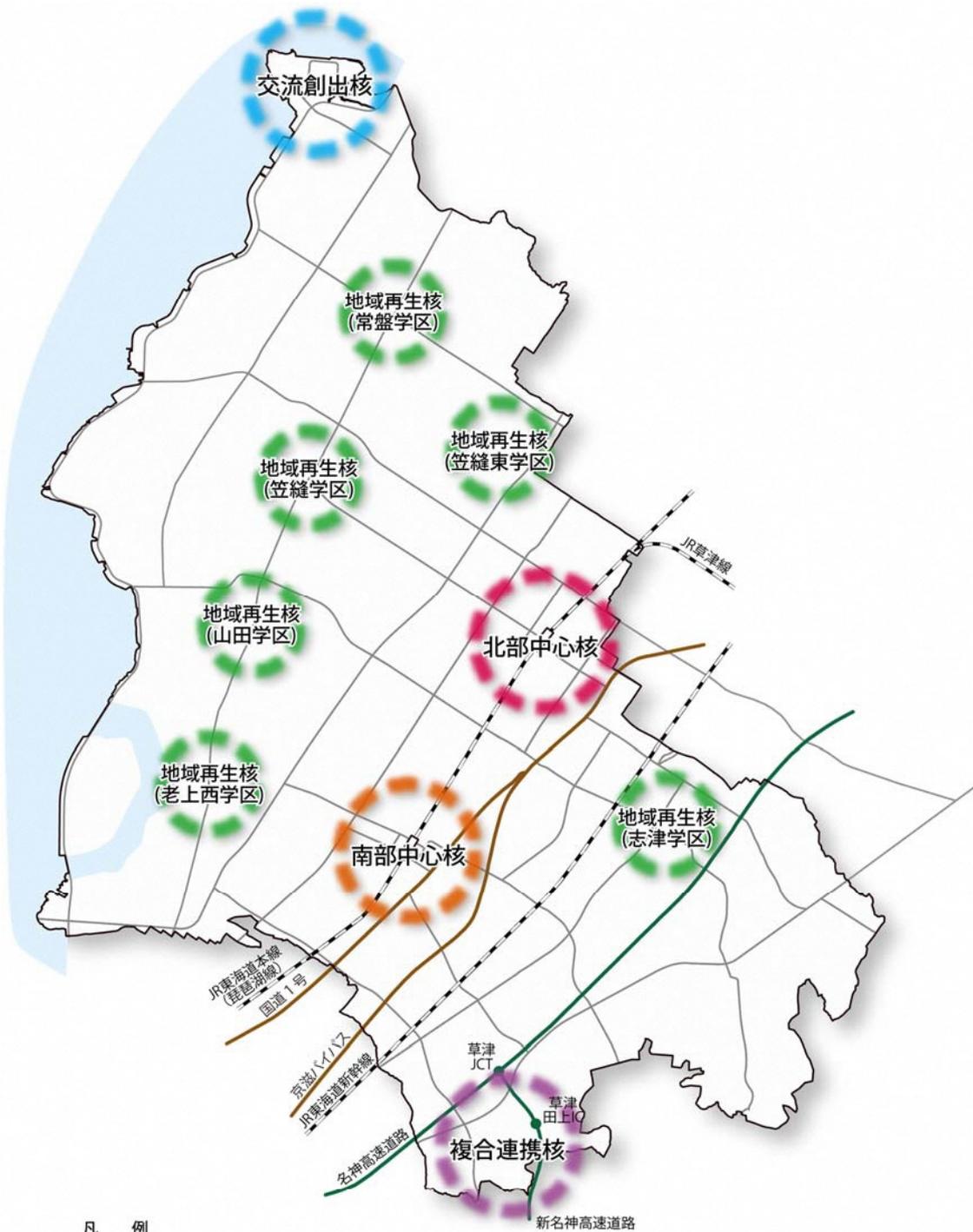
#### 【設定箇所】

①常盤学区、②笠縫学区、③笠縫東学区、④山田学区、⑤老上西学区、⑥志津学区

#### 【方針】

◇主に市街化調整区域における生活利便性の向上に向けて、日常生活に必要な機能を享受できる地域に身近な拠点、かつ公共交通により他の核と効果的に繋がるための交通拠点として、地域との協働による地域再生の核の形成を目指します。

【将来都市構造図（核）】



凡 例

(核)			
	北部中心核		鉄道
	南部中心核		国道
	複合連携核		高速道路
	交流創出核		幹線道路
	地域再生核		

## (5) 軸

市内外や市内の核を道路や公共交通の軸で効果的に結ぶことにより、賑わいや利便性の向上を図るとともに、景観形成や防災性向上等に寄与する水とみどりの軸の形成を目指します。

### ↔ 広域連携軸（鉄道） ↔ 広域連携軸（道路）

#### 【設定箇所】

- ①JR 東海道本線(琵琶湖線)、②JR 草津線、③国道 1 号・京滋バイパス、
- ④名神高速道路・新名神高速道路、⑤(都)山手幹線、⑥(都)大津湖南幹線、
- ⑦湖岸道路、⑧(都)平野南笠線

#### 【方針】

◇市内と市外を結び、本市を訪れることができる広域性を有した鉄道や幹線道路で設定します。

### 都市環状軸

#### 【設定箇所】

- ①まちなか環状軸、②ひがし環状軸、③にし環状軸

#### 【方針】

- ◇市内全体の交通体系の充実や活性化を図ることを目的として環状軸を位置付け、交通環境整備の推進とともに市内の連携を強化する軸の形成を目指します。
- ◇「まちなか環状軸」は、北部中心核(JR 草津駅)と南部中心核(JR 南草津駅)周辺を結び、本市のまちなかの骨格となる軸の形成を目指します。
- ◇「ひがし環状軸」は、(都)大津湖南幹線・(都)平野南笠線・(都)山手幹線・(都)下笠下砥山線の 4 路線で構成し、2 つの中心核と複合連携核を結ぶとともに、草津田上 IC の広域幹線ネットワークを最大限に生かして、市内外を効果的に繋ぐことができる軸の形成を目指します。
- ◇「にし環状軸」は、国道 1 号・(都)平野南笠線・(都)大津湖南幹線・湖岸道路・(都)下物烏丸線・(都)下笠下物線・(都)下笠下砥山線の 7 路線で構成し、2 つの中心核と交流創出核を結ぶとともに、琵琶湖岸等の市西部の住民の広域的な移動の利便性を支え、本市を訪れる方の周遊性に寄与する軸の形成を目指します。

### 地域連携軸

#### 【設定箇所】

- ①核の間をつなぐバス交通路線

#### 【方針】

◇本市の中心市街地の役割を担う北部中心核・南部中心核と、郊外部の地域再生核をつなぐバス交通路線において、核の間の連携・交流を促す軸の形成を目指します。

### 水とみどりの軸

#### 【設定箇所】

- ①琵琶湖岸、②葉山川、③草津川、④十禅寺川、⑤狼川、⑥旧草津川(草津川跡地)

#### 【方針】

◇日常的な憩いの場等としての連続性ある空間の確保や、景観形成等への寄与とともに、防災上、管理すべき重要な都市空間として認識して、改修等の促進により都市の安全性に寄与する軸の形成を目指します。

【将来都市構造図（軸）】



凡 例

(軸)

↔ (鉄道)	— (鉄道)
↔ (道路)	— (国道)
(都市環状軸)	— (高速道路)
↔ (地域連携軸)	— (幹線道路)
●●● (水とみどりの軸)	

### 3-4 分野別方針

都市づくりの理念・目標、将来都市構造の実現に向けて、都市計画に関連した6つの分野についての方針を示します。

都市づくりの目標と、分野別方針との関連性として、特に関連が強い箇所は次のとおりです。

〈都市づくりの目標〉	〈分野別方針〉					
	土地利用	道路・交通	公園・緑地	安全・安心	景観	住宅・住環境
目標1 活力があふれる 都市づくり	●	●				
目標2 住みたいと思える 住環境がある都市づくり	●		●			●
目標3 多彩な交流と滞在が生まれる 空間がある都市づくり		●	●		●	
目標4 安全・安心を実感して 暮らせる都市づくり		●		●		●
目標5 地域が主役となれる 都市づくり			●	●	●	●

# 1. 土地利用の方針

ア. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を見据えた計画的な土地利用の誘導・規制により、住宅や商業・工業が調和した都市の持続性と利便性の更なる向上を推進します。

## ①住宅ゾーンの土地利用

- 歩いて暮らせる利便性の高い居住環境の確保に向けた土地利用の推進
- 草津市立地適正化計画に基づく居住の誘導

## ②商業ゾーンの土地利用

- 商業地の賑わい創出に寄与する施設の立地誘導
- JR草津駅・南草津駅周辺の交通利便性を最大限に発揮させる土地利用の推進
- 幹線道路沿道での商業系土地利用の誘導
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりによる、ゆとりとにぎわいある都市空間の創出

## ③工業ゾーンの土地利用

- 市内企業の規模拡大や、新規企業の誘致のための土地利用の推進
- 既存企業における操業環境の確保

## ④住工調和ゾーンの土地利用

- 職住が近接し、住環境と操業環境が調和した土地利用の推進

## ⑤複合連携ゾーンの土地利用

- 産官学の連携による研究開発施設の土地利用の推進
- 草津パーキングエリアと連携したびわこ文化公園都市周辺の活性化

イ. 郊外部における自然環境や営農環境等の地域特性を生かしながら、生活利便性の確保や地域コミュニティの維持に資する土地利用を推進します。

①自然共生ゾーンの土地利用

〈郊外集落地〉

○草津市版地域再生計画に基づく生活利便性の確保等に向けた生活拠点の形成

〈農業地〉

- 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全
- 営農環境と調和した地域振興等を図るための土地利用の誘導
- 耕作放棄地の解消に向けた担い手への農地の集積・集約

ウ. 本市における土地利用の可能性を最大限に生かすための計画的な土地利用を推進します。

①市街地展望区域の土地利用

○都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく計画的な土地利用の誘導

②高度利用検討区域の土地利用

○高度利用等による土地の有効活用の検討

③湖辺賑わい創出区域の土地利用

- 烏丸半島における観光資源を生かした土地利用の推進
- 地方創生・観光を加速する拠点となる道の駅草津の機能強化や周辺の土地利用の推進
- 琵琶湖岸における資源を活用した持続可能な地域振興や観光振興
- 県および関係市と連携したビワイチ観光事業の推進

④産業振興区域の土地利用

○既存企業の市内移転や新規企業の誘致等に向けた計画的な工業地の確保

⑤公有地の有効利用

- 公共施設跡地の有効利用を図るための検討
- 草津川跡地の未整備区間における整備推進
- 低未利用地の利用促進
- 地域に根差した文化財を生かす施設の検討

【土地利用の方針図】



凡 例		(土地利用転換区域)	
(ゾーン)	(自然共生ゾーンにおける土地利用)		
商業ゾーン	郊外集落地	市街地展望区域	市街化区域
住宅ゾーン	地域再生核	高度利用検討区域	地区計画
住工調和ゾーン		湖辺賑わい創出区域	鉄道
工業ゾーン		産業振興区域	国道
自然共生ゾーン			高速道路
複合連携ゾーン			幹線道路

## 2. 道路・交通の方針

ア. 広域性のある幹線道路が市内を通過する立地の優位性を十分に生かしながら、**体系的な道路網の整備**を推進します。

### ①広域的な道路整備

- 都市間連携の強化や市内の更なる移動の利便性に資する軸となる道路の整備促進
- 広域性を有する都市計画道路の整備促進

### ②都市内における道路整備

- 市内連携に寄与する軸となる道路の整備促進
- 都市の骨格となる幹線道路の整備促進
- 暮らしの利便性を高める生活道路の整備
- 草津川跡地整備と併せた道路の整備

### ③道路網の検討

- 近隣市の動向等も踏まえた都市計画道路の見直し検討
- 都市計画道路を補完する構想道路等の必要性・実現可能性の検討

イ. 利便性・回遊性を高めるための交通環境の整備・改善を推進します。

### ①駐車場・駐輪場の整備

- 草津駅前地下駐車場の利用環境整備
- JR草津駅・南草津駅周辺での自転車駐車スペースの環境整備
- 地域再生核等におけるサイクル&バスライドの環境整備等の検討
- JR草津駅周辺の駐車場配置やあり方の検討

### ②道路環境の整備

- 円滑な交通の確保に向けた道路付属物の整備
- 自転車ネットワーク計画による連続性のある自転車走行空間の整備
- 環境負荷に配慮した低騒音舗装の導入推進
- 東海道草津宿本陣通りの歩行環境の改善と沿線街路整備の検討
- JR草津駅・南草津駅周辺の歩行環境の向上と円滑な交通体系の構築に向けた検討

### ③橋梁道路施設の維持管理

- アセットマネジメントによる橋梁等の維持管理

### ④駅前広場の機能強化

- まちなかの回遊性向上や公共交通の利用環境改善に向けた駅前広場の機能強化の検討

### ⑤交通結節点の検討

- 将来的な都市計画道路の整備を踏まえた新たな交通結節点の可能性の検討

ウ. **誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成**を推進します。

①公共交通における利便性の維持・向上

- JR草津線の複線化の促進
- JR草津駅・南草津駅における路線バスの乗り継ぎ利便性の強化
- 路線バスやコミュニティバス(まめバス等)の路線改編等の検討
- 低床式車両(低床バス・ユニバーサルデザインタクシー)の導入促進

②新たな公共交通施策の検討

- バス交通空白地等におけるデマンド型交通等の移動手段の確保
- 誰もが公共交通を利用しながら快適でスムーズな移動ができる環境の構築に向けたICTの活用等の検討

【道路・交通の方針図】



凡 例

地域連携軸	市街化区域	公共交通の主要結節点
都市計画道路	鉄道	構想道路
整備済	国道	
概成済	高速道路	
未整備	幹線道路	

### 3. 公園・緑地の方針

ア. みどり豊かな都市環境の形成に向けて、公園・緑地の適切な整備・維持管理を進めるとともに、琵琶湖岸や丘陵地等の貴重な自然資源の保全を図ります。

#### ①都市公園等の整備・管理

- 都市公園・児童遊園の持つレクリエーション空間、身近なグリーンインフラ等の多機能性を最大限に引き出せるような整備・再整備や効率的な維持管理
- まちなかの緑地整備による都市魅力の向上
- 都市公園等の緑のある空間を活用した健康づくり拠点の形成
- 「スポーツ環境の充実」「新たなにぎわいの創出」「スポーツ健康づくりの推進」の実現を図る  
(仮称)草津市立プールの整備推進
- クリーンセンター建設により廃止した志津運動公園の代替グラウンド整備の検討

#### ②未着手公園等の整備・見直し検討

- 市民ニーズを踏まえた既存の都市公園等の機能や適正配置の推進
- 土地利用状況等に応じた都市計画公園の見直し検討
- 市民参加による公園機能の検討・整備

#### ③自然資源の保全

- 東部丘陵地における保安林の管理保全
- 草津守山湖岸風致地区における環境保全
- 自然環境保全地区の指定による良好な自然環境の保全

イ. 水とみどりの資源を保全・活用し、グリーンインフラがもつ多面的な機能を都市づくりに取り入れ、新たな賑わいや交流を創出します。

#### ①親水性の高い水とみどりの軸の形成

- 市内で連続性のある水とみどりの軸の保全・活用
- 琵琶湖岸における資源を活用した持続可能な地域振興や観光振興

ウ. 市民との協働のもと、地域緑化を推進します。

①市民との協働による公園の活用や緑化の推進

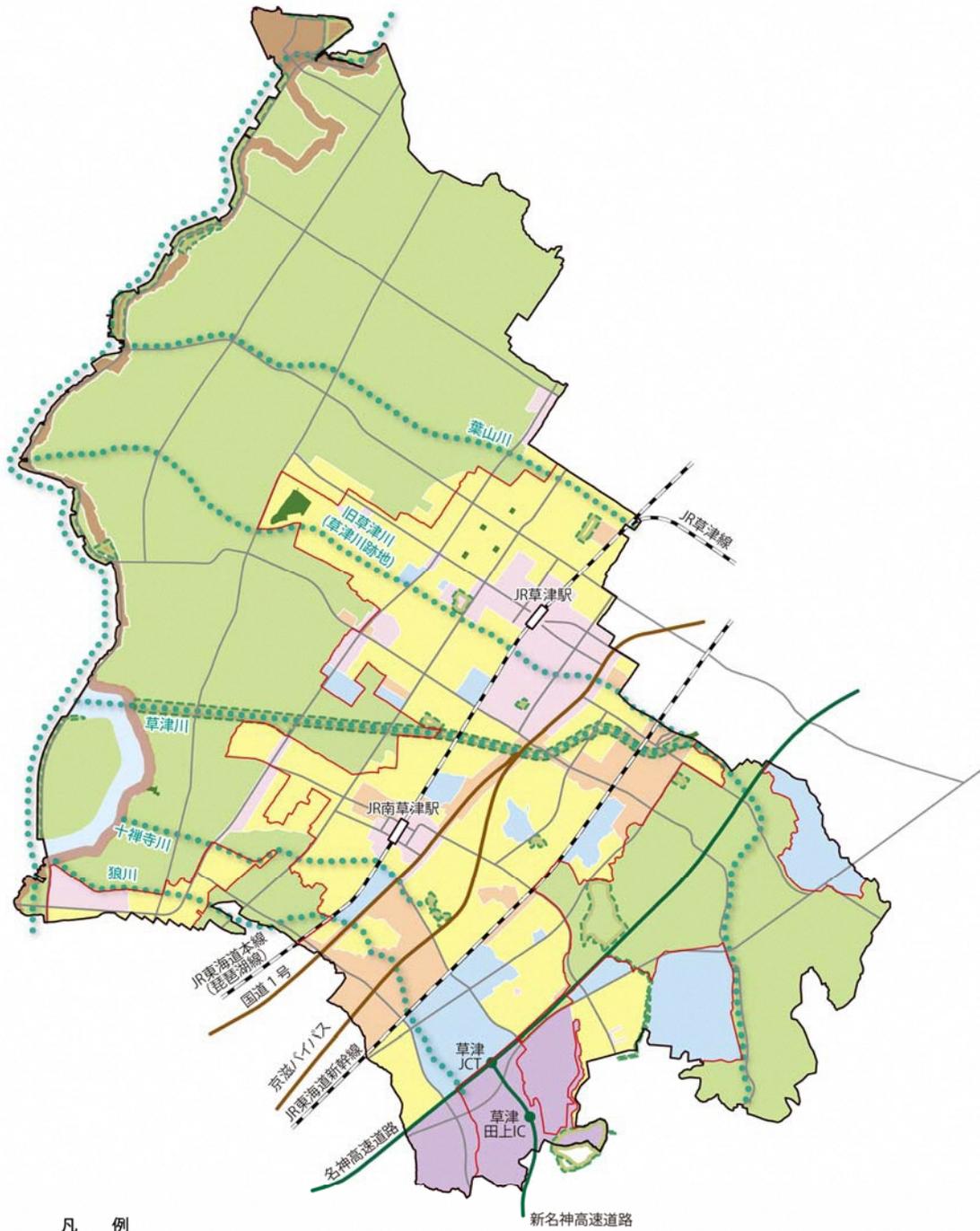
- 公園利用者の利便性向上や適切かつ効率的な維持管理のための民間活力の導入
- 公共空間等における市民等のガーデニング活動の支援
- 工場周辺における緑地帯等の適切な確保

②自然共生ゾーンの土地利用

〈農業地〉 ※「1土地利用」からの再掲

- 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全
- 営農環境と調和した地域振興等を図るための土地利用の誘導
- 耕作放棄地の解消に向けた担い手への農地の集積・集約

【公園・緑地の方針図】



凡 例

(ゾーン)		
●●●● 水とみどりの軸	商業ゾーン	市街化区域
■ 風致地区	住宅ゾーン	鉄道
■ 都市計画公園・緑地	住工調和ゾーン	国道
■ 供用	工業ゾーン	高速道路
●●●● 未整備	自然共生ゾーン	幹線道路
	複合連携ゾーン	

## 4. 安全・安心の方針

ア. 市民が安心して暮らすことができるよう、自然災害を想定した都市の強靱化を推進します。

### ①治水対策の推進

- 県と連携した河川改修の推進
- 河川・排水路の整備や維持管理による都市の雨水排水能力の向上
- 雨水流出量の増加に対応した雨水幹線の整備推進
- 河川の洪水に備えた調整池の確保
- 保水・透水機能を有する樹林地や一時貯留機能を有する水田の保全

### ②市街地形成における防災性向上

- 密集市街地の改善に向けた市街地開発事業の推進
- 斜面地の造成時における土砂災害防止対策の促進
- 既存建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進
- 草津市建築物の浸水対策に関する条例に基づく浸水対策の促進

### ③ライフラインの耐震性向上

- 上下水道管の耐震性向上
- 浄水場の耐震性向上

### ④災害時等における緊急活動の円滑化

- 近隣市も含めた広域的な緊急輸送道路ネットワーク等の整備
- 東海道草津宿本陣通りにおける無電柱化の推進

イ. 災害時においても、安全に避難することができる避難所・防災拠点等の整備を推進します。

### ①避難所となる公共施設の環境整備

- 指定避難所である小・中・高校のグラウンドのオープンスペースの維持
- 誰もが利用しやすい避難所としての公共施設のバリアフリー化等の環境整備

### ②安全・安心に資する施設の検討

- 防災機能を備えた公園の検討
- 防災道の駅の検討

ウ. 市民と連携して、防災活動体制や避難意識等の向上に資するソフト対策を推進します。

①災害時の体制構築

- 地域防災計画等に基づく災害時の初動体制の確立
- 自主防災組織の活動支援
- 再開発ビル等における帰宅困難者対策の推進

②ハザードエリアの周知

- ハザードマップ等の更新と配布・周知
- 定期的な被害想定の実施と、情報提供や意識啓発等による地域の防災対策の支援
- 草津市立地適正化計画における防災指針に基づく災害リスクの低減・回避に向けた検討

③近隣市と連携した防災活動体制の強化

- 近隣市との連携強化による相互援助や情報交換システムの充実等の検討

エ. 市民の日常生活の安全性が確保された都市となるよう、交通環境の改善や防犯施設の充実を推進します。

①安全性の向上に資する交通環境の改善

- 歩行者や自転車等の安全確保のための道路整備やバリアフリー化等の推進
- 生活道路における交通安全施設の整備やゾーン 30 の検討

②防犯性の向上に資する防犯施設の充実

- 犯罪抑止のための防犯灯・防犯カメラ等の設置推進

【安全・安心の方針図】



凡 例

● 広域避難所	都市計画公園・緑地	市街化区域
● 避難所	● 供用	— 鉄道
緊急輸送道路	○ 未整備	— 国道
— 第一次緊急輸送道路		— 高速道路
— 第二次緊急輸送道路		— 幹線道路
■ 防火地域		

## 5. 景観の方針

ア. 本市が有する豊かな自然環境を保全するとともに活用し、魅力的な景観形成を推進します。

### ①自然景観の保全

- 琵琶湖岸と一体となった自然景観の保全
- 自然と共生した広がりある田園景観の保全

### ②景観資源としての自然の活用

- 草津川跡地整備に伴う良好な景観の創出
- 対岸眺望ポイントの設定による対岸景観の魅力発信

イ. 本市の歴史資源を生かして、本市ならではの風情ある景観形成を推進します。

### ①旧街道の歴史的な街並み形成

- 東海道草津宿本陣通りにおける無電柱化の推進による景観形成の推進
- 東海道草津宿本陣通りでの東海道統一案内看板の普及啓発

### ②歴史資源を生かした観光の推進

- 草津市文化財保存活用地域計画等に基づく周遊ルートの検討

ウ. 地域と連携しながら、地域に応じた質の高い景観形成を推進します。

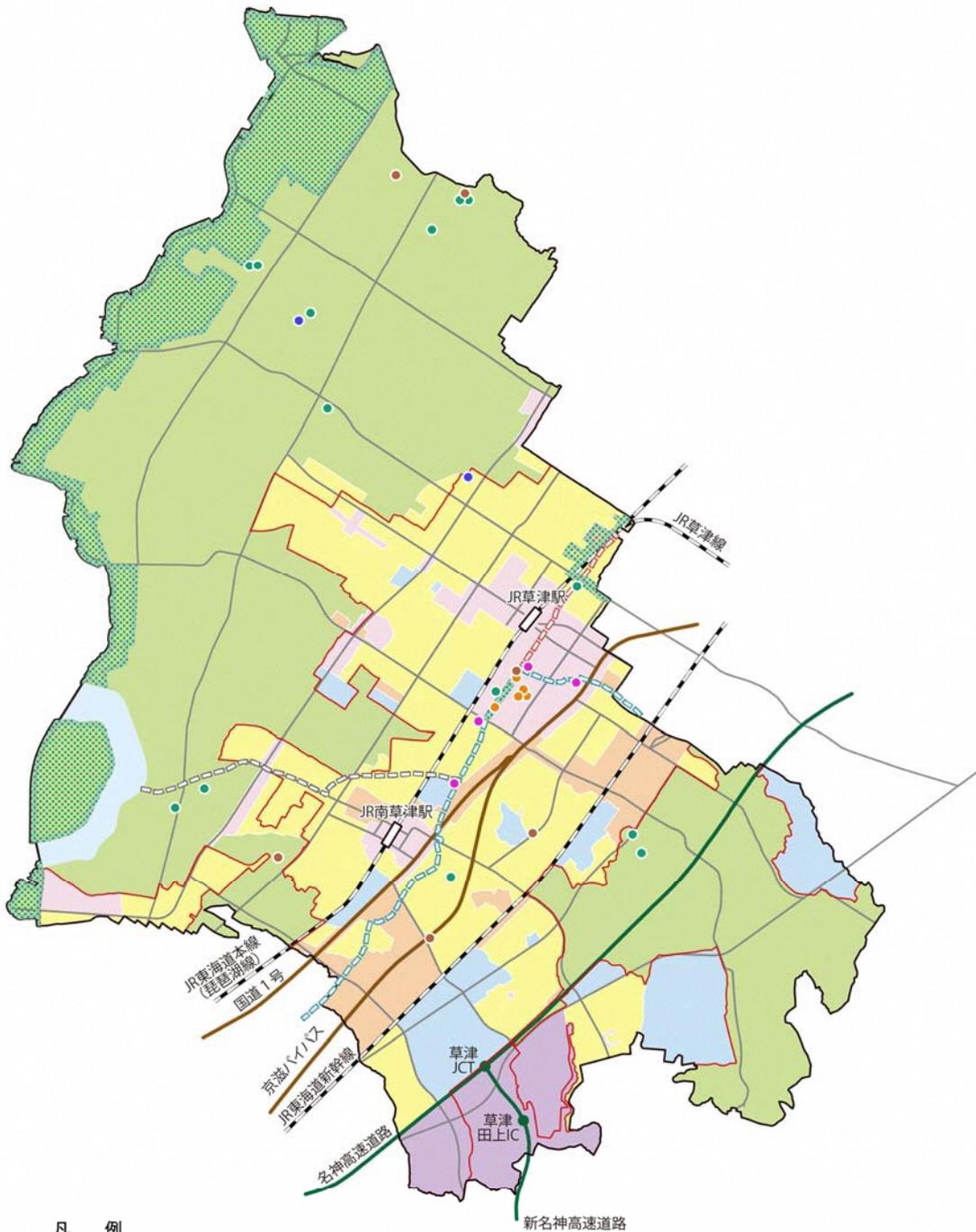
### ①地域に応じた良好な景観創出

- 草津市景観計画に基づく指導を通じた周辺と調和した景観形成の誘導
- 屋外広告物の規制誘導による周辺と調和した良好な景観形成の推進
- 地区計画に基づく良好な景観形成の誘導
- 連続性を意識した沿道景観の形成
- 市民の意識醸成や機運を捉えた建築協定や近隣景観形成協定の締結
- 民間団体と連携した草津川緑地の緑化推進

### ②景観に配慮した施設整備の推進

- 市街地再開発事業や公共施設の整備等における景観アドバイザー制度の活用
- 公共施設の整備等におけるユニバーサルデザインや景観に配慮したサイン等の検討

【景観の方針図】



凡 例

● 有形文化財(建造物)	旧街道	商業ゾーン	市街化区域
● 有形文化財(道標)	東海道	住宅ゾーン	鉄道
● 史跡	中山道	住工調和ゾーン	国道
● 天然記念物	矢橋道	工業ゾーン	高速道路
● 登録有形文化財		自然共生ゾーン	幹線道路
● 景観形成重点地区		複合連携ゾーン	

## 6. 住宅・住環境の方針

ア. 誰もが安心かつ健康に優しく、自立して暮らせる住宅の形成を進めるとともに、多様な居住支援を検討・推進します。

### ①健康に優しい住宅の普及促進

- 住宅の温熱環境の確保やバリアフリー化の促進

### ②住宅セーフティネット機能の整備

- 公営住宅の建替えや維持管理
- 住宅確保要配慮者への居住支援活動の検討

イ. 良質で魅力的な住宅ストックを増やすとともに、空き家を有効活用する等により適切に住宅を流通促進し、都市全体の魅力の維持・向上を推進します。

### ①適切な住宅形成・維持管理

- 長期優良住宅の供給促進
- 中高層マンションの適切な維持管理の促進
- 耐震性向上に向けた住宅の建替え等による更新

### ②空き家の予防保全体制の構築・空き家対策の推進

- 住民を主体とした空き家発生の予防保全体制の構築
- 草津市空き家等対策計画に基づく対策の促進

ウ. 地域特性を生かした住環境の魅力向上、生活を支える公共施設の適切な運用により、住宅を取り巻く環境整備を図り、良好な住環境の保全・整備を推進します。

①地域特性に応じた住環境の整備

- 「まちなか居住」の魅力向上に向けた都市機能の立地誘導
- 郊外部における生活利便性の確保等に向けた生活拠点の形成
- 住環境の質の向上に向けた市民との協働による建築協定・緑地協定等の締結
- 周辺環境と調和した緑豊かな潤いのある住環境の整備

②上下水道の更新・維持管理

- 上下水道施設の更新や効率的な維持管理および普及促進
- 事業者が設置する合併処理浄化槽の適切な管理のための指導

③住環境の維持に資する公共施設の運用

- 草津市立クリーンセンターでの適正なごみ処理による良好な住環境の維持
- 大阪湾フェニックス計画(大阪湾広域臨海環境整備センター)に基づく最終処分場の確保
- 維持管理計画に基づく草津市営火葬場の修繕
- 栗東市との広域連携による新たな火葬場の整備

【住宅・住環境の方針図】



凡 例

(ゾーン)		
● 市営住宅	商業ゾーン	市街化区域
● 県営住宅	住宅ゾーン	鉄道
	住工調和ゾーン	国道
	工業ゾーン	高速道路
	自然共生ゾーン	幹線道路
	複合連携ゾーン	